岩崎　純一　著

『岩崎純一全集』　第六十巻「科学技術、産業（二の序）」

人間生活と科学技術、家政学、生活科学の序説、総記

編纂、監修　　岩崎純一学術研究所『岩崎純一全集』編纂局

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序）」

巻頭言

本巻は、『岩崎純一全集』の第六十巻を成し、岩崎の言語の著作物のうち、人間生活と科学技術、家政学、生活科学に関する全般的述作を収める。

目次

巻頭言
第一編　〇歳～十九歳
第二編　二十歳～二十九歳
第三編　三十歳～三十九歳
第一部　日本共感覚研究会
第一章　日本共感覚研究会
第二章　研究会概要と会長挨拶
第三章　役員名簿、役員・会員資格
第四章　定款・細則・規程
第五章　日本の共感覚研究史と本会の沿革
第六章　調査報告書・議事録
第七章　共感覚の定義標準化・研究協力・学会設立法務活動
第八章　共感覚に関する研究動向および社会的諸問題の調査・追跡活動
第九章　定款
第十章　役員規程
第十一章　会員規程
第十二章　「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提言及び保護の宣言
第十三章　役員・会員の活動の模式図
第十四章　日本共感覚学会の設立及び、本会又は同学会の法人化に関する細則
第十五章　共感覚の検証実験、聞き取り調査等への役員、会員の参加協力等に伴う報酬、謝礼等に関する規程
第十六章　囮（おとり）調査及び不慮の事態に関する規程
第十七章　入会申込書
第十八章　「日本共感覚研究会」設立のお知らせ
第十九章　日本共感覚研究会の解散および岩崎純一現会長の個人交流会・勉強会への本会の再吸収の要望について
第二十章　岩崎純一現会長の個人交流会・勉強会の分科会としての本会の継続について
第二十一章　「日本共感覚研究会」会長としてのお知らせ

第四編　四十歳～四十九歳
第五編　五十歳～五十九歳
第六編　六十歳～六十九歳
第七編　七十歳以降
第八編　著作者の一部および著作権者が岩崎純一であるもの
第九編　著作権者が岩崎純一であるもの

第三編　三十歳～三十九歳

第一部　日本共感覚研究会

第一章　日本共感覚研究会

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2017 年 3 月 13 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

Japanese Synaesthesia Study Group --- For The Persons with Synesthesia(Synaesthesia) or Other Related Perceptions and Symptoms
旧「日本共感覚関連動向調査会」
ご案内

本会は、共感覚の自然科学的研究そのものではなく、日本の共感覚研究や共感覚に関連ある学術研究及び社会的諸問題の動向・実態の調査・追跡、そして哲学的・社会学的・美学的議論をおこなっている、有志の共感覚者コミュニティ団体です。

「岩崎純一の個人交流会・勉強会」
(少人数制、会員制、１対１可、
分野別選抜制、都内・関東中心、
新規会員随時受け入れ可)

本会は 2015 年 7 月末より、再び岩崎純一のウェブサイトの個人交流会・勉強会の一つとして機能しております。

→→　入会申込書（同じ内容を自由な形式で記載した電子メールでも可）
※ 新規会員のお申込は停止中です。

設立母体

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序）」

本会は、岩崎純一のウェブサイトにおける岩崎会長のおよそ 10 年間の共感覚関連活動の一部を、選挙で選出された業務執行役員としての共感覚者（初期メンバーは個人交流会・勉強会のメンバー）に継承・移管し、共感覚の様々な側面を可視化・客観化・共益化し、最終的には日本共感覚学会などとして法人化を目指す試みです。継承・移管する活動内容は主に以下の通りです。

●ご相談・ご依頼・ご質問等に対する（個人としての）岩崎会長の回答・協力・調査活動のうち、日本の共感覚研究の健全な発展のために、本来会長の個人サイトから独立させ、一般の共感覚者や閲覧者等に広く公表すべきと考えられる研究者や事業者の動向、社会問題や法的事態に関する活動

◆なお、従来通り岩崎純一会長個人宛てにご依頼・ご相談を送りたい方は、以下の会長のサイトの該当ページをご覧になり、お送り下さい。
（この場合、他の役員には届きません。）

●岩崎純一への公式メール（学術関係、仕事のご依頼など）
●岩崎純一への個人メール（ご質問、私信など）

◆また、本会では、発達障害・学習障害を抱える共感覚者などにも会員の門戸をひらくため、会費を一切課しておらず、活動資金のほとんどを役員が拠出しております。

現在のところ、役員の不断の努力により、喫緊にカンパなどのご寄付・ご支援が必要な状況にはございませんが、どうしても本会の活動にご関心があり、ご寄付・ご支援を希望される場合には、母体である岩崎純一の個人交流会・勉強会へのご寄付・ご支援としてご一報下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

最新情報

◆2016/6/20
岩崎純一会長が日本大学藝術学部にて講義を行いました。
＊　ゼミおよび原書講読のコマにおいて、共感覚についての講義を行いました。

◆2016/4/21
『女性セブン』2016 年 5 月 5 日号（小学館）に岩崎純一会長への取材記事が掲載されました。
「ジンタイのフシギ発見！　私にはこのページがカラフルに見えています」

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序）」

→→　詳細はこちら（小学館のサイト）

◆2016/4/19
　岩崎純一会長が日本大学藝術学部にて講義を行いました。
＊　特殊研究のコマにおいて、共感覚についての講義を行いました。

◆2015/8/13
　産学官民による「共感覚・知覚・感性」関連事業の 2020 年東京オリンピック・パラリンピック利権化に対する注視を掲載しました。
　産学官民による 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた「共感覚イノベーション」事業などへの公金投入の実態などを注視していきます。

◆2015/7/30
→→　岩崎純一現会長の個人交流会・勉強会の分科会としての本会の継続について

◆2015/7/25
→→　日本共感覚研究会の解散および岩崎純一現会長の個人交流会・勉強会への本会の再吸収の要望について

◆2015/7/6
　岩崎純一会長が日本大学藝術学部にて講義・対談を行いました。
岩崎純一 ＊　内容
　共感覚、サヴァン症候群、学習障害、宮沢賢治、ニーチェ哲学、ハイデガー哲学、言語、ゲーデルの不完全性定理
　詳しくは会長のサイトの活動総覧をご参照下さい。
＊　講義・ゼミ担当研究者サイト
清水正 研究室 on the web（日本大学藝術学部図書館長、文芸学科教授）
山下聖美 文芸研究（日本大学藝術学部文芸学科教授）

◆2015/6/15
「日本共感覚研究会」に改称。（「日本共感覚関連動向調査会」から。）

他の団体様のご紹介

　本会と似た名称の団体に日本共感覚協会様がありますが、本会とは別団体です。いずれも「日本」の名を冠していますが、日本共感覚協会様は、共感覚者の遺伝子サンプルの採

取・解析が目的の団体で、少なくとも 500 人以上の募集をかけています。
　学問・活動の内容や入会条件が本会とは全く異なりますが、本会役員も入会している健全な団体ですので、ご関心のある方は、ご入会をお勧めします。

共感覚関連の霊感商法・詐欺セラピー・誇大広告などの追放活動

　本会は、日本の共感覚者コミュニティおよび共感覚学界からの霊感商法・詐欺セラピー・誇大広告などの追放活動をおこなっています。
　ご相談も受け付けています。
　セラピストやスピリチュアルカウンセラーに金銭を渡すことで共感覚が身に付いたり、別の第三者に共感覚を伝授できる共感覚セラピストなどになれたり、共感覚や自閉症が「治ったり」することはありません。

→→調査報告書・議事録

麻薬・覚醒剤・危険ドラッグ追放活動

　本会は、日本の共感覚者コミュニティおよび共感覚学界からの麻薬・覚醒剤・危険ドラッグ追放活動をおこなっています。
　LSD、シロシビン（マジックマッシュルーム）、メスカリンなどの薬物を服用すると強い共感覚が生じるとの先行研究があることから、日本においてもこの研究を悪用してこれらの麻薬・ドラッグを服用する者がいます。
「共感覚者を名乗るセラピストが開催するセミナーに参加したところ、あなたにも共感覚を授けてあげるなどと何らかの飲料や食べ物の摂取を強要された」などのご相談も受け付けています。このようなセラピーやセミナーで出された飲料や食べ物は、口にしないことを推奨します。

→→調査報告書・議事録

共感覚児童へのいじめ、虐待に関するご相談の受付活動

　共感覚などの特殊知覚を持っていることを理由に、学校や幼稚園・保育園等においてクラスメイトや教諭からいじめを受けたり、実の親をはじめとする保護者から不具の子・異常児として虐待を受けたりするケースを調査し、ご相談も受け付けています。
　とりわけ、スマートフォンなどのインターネット接続端末を所持しているにもかかわらず、「共感覚」を長期に渡って知らず、「今まで文字や音に色が見えると言う我が子をバカ

にして叩いていましたが、共感覚だと知り、叩くのをやめました」といった主婦・シングルマザーからのご相談が多いです。

会員になるには・・・

→→　入会申込書（同じ内容を自由な形式で記載した電子メールでも可）

◆会費を負担しない代わりに、役員・会員資格に掲げる規程を満たす共感覚者又はその保護者・協力者である必要があります。
（共感覚を持つことが明らかであると観察されるものの文字が読めない自閉症児・学習障害児などは、その保護者が特別会員の条項を満たすことで、当該児童が正会員と同等の扱いを受けます。）

→→役員名簿、役員・会員資格
→→定款・細則・規程
会員になると・・・

◆規程の範囲内で、本会の会員である旨を名乗ってかまいません。
（被験者として研究協力済みの共感覚者やその保護者・協力者である旨の宣言）

◆本会の会長をはじめとする業務執行役員に対し、共感覚に関する大学等の研究機関や、活動が懸念される違法または危険な共感覚関連団体（共感覚を騙った霊感商法・詐欺セラピーなど）の調査を優先的に依頼することができます。

◆本会に対し研究機関・研究者・学生などから実験や聞き取り調査の被験者募集の依頼があった際に、会員の皆様を被験者として紹介させていただきます。ぜひご協力下さい。
　これまでに岩崎会長が個人で依頼を受けた際、被験者集めに大変苦労した経験から、日本の共感覚研究の円滑化を図っていく所存です。
（共感覚者は多くいるものの、自分自身の共感覚への関心が長続きする被験者がごくわずかしかおらず、急に連絡が取れなくなる被験者が多いことなどに起因します。）

◆実験や聞き取り調査へのご参加は、本会を通さなくてももちろんご自由ですが、その実験手法などの科学的信憑性や適法性についてはご報告いただければ幸いです。

◆総会への参加および理事・監事の選出選挙への投票権を得ます。
（従来、岩崎純一会長が個人サイト「岩崎純一のウェブサイト」にて個人でおこなってい

たメールでのご相談受け付け作業を、選挙で選出された業務執行役員としての共感覚者に分散し、共感覚者コミュニティの可視化・客観化を図ります。）

◆本会を母体とする日本共感覚学会などの新機関・新法人を設立するにあたり、会員の皆様にはご無理のない範囲で協力を要請させていただくことがございます。

◆なお、従来通り岩崎純一会長個人宛てにご依頼・ご相談を送りたい方は、以下の会長のサイトの該当ページをご覧になり、お送り下さい。
（この場合、他の役員には届きません。）

●岩崎純一への公式メール（学術関係、仕事のご依頼など）
●岩崎純一への個人メール（ご質問、私信など）

第二章　研究会概要と会長挨拶

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2017 年 9 月 28 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

本会は 2015 年 7 月末より、再び岩崎純一のウェブサイトの個人交流会・勉強会の一つとして機能しております。

個人交流会・勉強会

役員・会員の活動の模式図
会長挨拶（本会を設立した趣旨と目的）
ご連絡先
活動資金の拠出の現状と間接的なご支援のお願い（岩崎純一会長より）
共感覚を研究する大学教員や民間企業研究員などの会員参加希望について

役員・会員の活動の模式図

会長挨拶（本会を設立した趣旨と目的）

岩崎純一

◆冒頭のご挨拶

「共感覚」とは、いわゆる「音に色が見える」、「文字に色が見える」などの五感の混交を言い、このような知覚様態を持つ人は「共感覚者」と呼ばれています。

日本では、海外に比べて共感覚やその周辺の知覚様態に関する研究は遅々として進んでおらず、その間にむしろ共感覚にまつわる社会的諸問題（共感覚者を騙った詐欺セラピーや危険ドラッグを用いた共感覚体験など）が蔓延するに至っており、このたび、「岩崎純一のウェブサイト」へのご訪問者や会長である私（岩崎）を中心に、日本共感覚関連動向調査会、そして日本共感覚研究会を設立する運びとなりました。

全ての会員が役員名簿、役員・会員資格に掲げる資格条件を満たす共感覚者またはその保護者・協力者です。さらに、役員には新一般法人・公益法人に関する各種法令および法人移行業務に長じたメンバーを迎えており、最終的には一般社団法人化または公益社団法人化を展望いたします。

◆日本における共感覚の実態

共感覚は各共感覚者によって、「ドレミのミの音は青緑色」、「ひらがなの“か”は赤色」などの極めて独特で具体的な言明として示されるため、現在、とりわけ日本においては、大学等の研究機関の少なからぬ研究者によって、検証実験が省略され、こういった証言のみに基づいて研究論文が執筆・発表されています。

この手法自体は、共感覚者に対する信頼に基づいており、むしろ科学の場ではなく、幼児教育や小学校などの場において丁寧に運用される限り、ほほえましいものであるとも思われます。共感覚を持つ子供でも理解できる日本語による具体例も多用されることから、研究者と成年の共感覚者の間のみならず、研究者と子と保護者の間でも、会話を楽しむことができるはずです。

これに対し、例えば、昨今社会的な知名度も高まっている「発達障害」の診断基準は、世界保健機関や米国精神医学会が公表している疾病分類に「多軸診断」として定められており、診断基準の見直しと改訂は継続されているものの、どの国の医師や医療機関、教育機関が「発達障害者」を扱う場合にも、まずはこれらの診断基準に束縛され、恣意的に診断を下したり薬を処方したりすることができないシステムになっています。

このことは、これに当てはまらない軽度の潜在的な発達障害者を医療や教育の場から排除する目的では毛頭なく、「発達障害である者」と「発達障害でない者」との境界を明確化

することで学術研究を充実させ、むしろ「発達障害」の診断の乱発と「発達障害者」の人口の肥大化による真の「発達障害者」への支援不足を防止・解消するためだと言えます。

しかしながら、とりわけ日本における「共感覚」については、そのような統一的な判断基準が存在せず（存在しないがために、共感覚は「病理」、「疾患」、「症状」、「症候」、「症候群」などのいずれでもなく、一方で科学用語・テクニカルタームでも文学用語でも宗教用語でもあります）、大学教員、研究者、学生、科学者、文学者、セラピスト、スピリチュアルカウンセラー、霊能者、宗教者、思想家、広告業者、詐欺業者、行政機関など、極めて広範囲の職業や学業や犯罪に従事する日本国民が、自由奔放にこの「共感覚」の用語を使用し、「共感覚」で生計を立ててさえいる状況にあります。

こうして、会長である私の個人サイト「岩崎純一のウェブサイト」にも、共感覚に関連する心理的・金銭的被害や、共感覚児童に対する学校でのいじめや親からの虐待被害の相談を頂くようになりました。

◆共感覚をめぐる日本国民の意識の特徴とその良し悪し

ただし、こういった問題には、一方には「共感覚」というテクニカルターム自体の曖昧さと不備の側面がありますが、もう一方には良くも悪くもほとんど社会学的・宗教学的・民俗学的に分析すべき「何でもありの日本人の国民性」があると考えます。とりわけ、昭和期からオウム真理教による各事件発生の時期まで、同団体の信者に限らず流行したオカルト科学ブームと全く同質のものであると思われます。

昨今、とりわけ欧米においては、それぞれの国ごとに米国共感覚協会、英国共感覚協会といった正規の共感覚協会が研究者・共感覚者の相互協力によって設立されており、共感覚の科学的研究、検証実験等の際には、上記の疾病分類に匹敵する厳格さをもって行われる一方で、共感覚をあえて文学表現などとして用いる際には、それが科学的タームでないことに比較的自覚的でありつつコミュニケーションを楽しむ時代になっています。

これは本来、極めて境界の曖昧な感性的事態を高度な学問として扱う際に、当事者が当然持っておくべき態度であると言えると考えます。欧米においては、英語圏を中心に、科学的タームとしての共感覚は、“grapheme → color synesthesia”や“color-graphemic synesthesia”などとその表記法が研究者間で合意されており、そういった細かな試みが、共感覚を保持しないにもかかわらず保持しているかのように謳うセラピストやスピリチュアルカウンセラーによる共感覚の不当利用を少なからず抑止していると言えるでしょう。

日本における事実上の共感覚学会に該当し、10 年をかけて遺伝子研究に取り組む予定である日本共感覚協会（当調査会役員も参加）は、それなりの会員数を誇ってはいるものの、大学等の予算が付けられ助成金が出ているわけでもなく、もっぱら主宰である女性研究員らが被験者集めに奔走している状況です。

その間、テレビなどのメディアが先行して共感覚特集を広く放映したため、学術的な内

容の番組もあったにもかかわらず（あるいは、学術的な内容であったがためにそれを担保として)、セラピストやスピリチュアルカウンセラーが共感覚者をも騙る結果となり、今では日本において「共感覚」と言えば、これらの人々が主張する「他人の人生の幸・不幸についてのオーラ診断の能力」、「他人の人生を占う自身のすばらしい感性」のことになっている現状があります。

日本においては、学術概念としての共感覚を指すテクニカルタームは「共感覚」の一語しか存在せず、「音波視覚」や「電磁波聴覚」といった厳格なテクニカルタームはありません。かえって欧米よりは柔軟な学術研究が展開できたはずのこのような曖昧さの担保によって、「共感覚」が意図的に曲解または拡大解釈され、毎年、収拾がつかないほど多くのセラピストやスピリチュアルカウンセラーが生み出され、学術界における共感覚の研究者の数を圧倒しています。

◆本会設立の宣言

私が 2007 年から現在までに参加してきた在野の共感覚者サークルは、4 つほどありますが、共感覚者には女性が多いとの有意な検証結果が欧米で出ていることや、男性参加者に特有の羞恥心などもあってか、その全てにおいて男性参加者は私一人となってしまっております。

今後、日本共感覚協会やこれらの共感覚女子サークルを母体として、新公益法人制度に基づく法務を滞りなく行う一般社団法人や公益社団法人としての日本共感覚学会を設立することは、組織運営能力の問題よりも、それらの学究的精神でさえセラピストやスピリチュアルカウンセラー、危険ドラッグの市場規模に打ち勝つことができないという意味において、ほとんど不可能であると考えられます。

現状の打開の要請を大学等の共感覚研究者、研究機関等に対してもおこなっていく予定ではありますが、日本における学術的な共感覚研究は、多くの場合、副次的な「ついで」研究（心理学のついでや神経科学のついでに共感覚に触れてみる）であり、予算もほとんど付けられないため、現状は厳しいと言わざるを得ません。

以上のことを踏まえ、ここに数名の共感覚者の出資及び調査協力により、将来的な日本共感覚学会の設立を展望し、その準備計画のための共感覚関連動向の調査を行う機関として、この団体を設立し、活動いたします。

2013 年 4 月 1 日　会長 岩崎純一 筆、2015 年 6 月 1 日　一部改訂

ご連絡先

ご連絡は、次のいずれの方法でも受け付けています。

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序）」

▼　岩崎純一（会長）に直接ご連絡いただく場合、岩崎のメールアドレス（下記ページ内）までお願いいたします。
（この場合、他の役員には届きません。）

◆　岩崎宛ての公式メール（学術関係、仕事のご依頼など）
◆　岩崎宛ての個人メール（ご質問、私信など）
◆　岩崎宛てのメールフォームもお使いいただけます。
　●宛名：岩崎純一

▼　研究会の支部の担当者にご連絡いただく場合、下記のアドレスまでお願いいたします。
　日本共感覚研究会窓口・・・synaesthesia@iwasakijunichi.net
　●宛名：山本幸子、長谷川美咲のいずれかの担当者まで。
（2018 年 7 月 14 日追記：現在はアドレスを廃止し、統一アドレスへ。）

活動資金の拠出の現状と間接的なご支援のお願い（岩崎純一会長より）

　本会では、発達障害・学習障害を抱える共感覚者などにも会員の門戸をひらくため、会費を一切課しておらず、活動資金のほとんどを役員が拠出しております。
　現在のところ、役員の不断の努力により、喫緊にカンパなどのご寄付・ご支援が必要な状況にはございませんが、本会の活動にご関心があり、ご寄付・ご支援を希望される場合には、母体である岩崎純一の個人交流会・勉強会へのご寄付・ご支援としてご一報下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

● 法令に基づく表示

　なお、以下の拙著（電子書籍を含む）をお手に取っていただくことも、ありがたいご支援の一部となっており、そのご支援分は現在のところ、特に共益的で社会貢献度が高いと考えられる本会と、母体としての岩崎純一の個人交流会・勉強会の活動に回しております。
　また、会長・役員が大学などで講義・講演をさせていただけることも、同様の励みとなります。

● 著書の紹介ページへ
『音に色が見える世界　「共感覚」とは何か』『私には女性の排卵が見える　共感覚者の不思議な世界』

ただし、理事会において本会の一般法人化または公益法人化が議決された場合、定款・細則・規程を変更し、寄付金や助成金の受け入れの規定や会費制度を設けるものとします。

共感覚を研究する大学教員や民間企業研究員などの会員参加希望について

共感覚研究を行い、論文を発表したり学会において学説を主唱したりする社会的立場であるこれらの方々は、これらの方々の動向を中立的に調査する「共感覚当事者」のコミュニティである本会に、基本的にはご参加いただけません。

どうしてもご参加いただきたい場合は、自らが属する大学等の研究機関を除く研究機関の被験者となっているか、特別に会員として認められるなど、定款・細則・規程を厳密に満たしている必要があります。自らの共感覚を自ら研究しているというだけでは、会員となることができません。

学生時代に指導教官の元で被験者や自らの共感覚を研究し、論文を書くなどした上で、大学教員等となった方の場合は、自らの共感覚の真実性が第三者の観点によって保証されていますので、会員となることができます。

ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

第三章　役員名簿、役員・会員資格

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2017 年 3 月 13 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

本会は 2015 年 7 月末より、再び岩崎純一のウェブサイトの個人交流会・勉強会の一つとして機能しております。

「岩崎純一の個人交流会・勉強会」
(少人数制、会員制、１対１可、
分野別選抜制、都内・関東中心、
新規会員随時受け入れ可)

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序)」

◆岩崎純一現会長の個人交流会・勉強会の分科会としての本会の継続について

◆日本共感覚研究会の解散および岩崎純一現会長の個人交流会・勉強会への本会の再吸収の要望について

役員名簿
役員資格
会員資格

入会申込書

「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提言及び保護の宣言はこちらのページに掲載
役員・会員の活動の模式図はこちらのページに掲載
（2018 年 7 月 14 日追記：現在は『全集』に収録。）

役員名簿

会長 兼 業務執行理事（民法上の業務執行組合員）

岩崎純一（特例民法法人・一般財団法人事務局長、学術団体監事）

副会長・業務執行理事（民法上の業務執行組合員）

山本幸子（公益社団法人職員、学術団体監事）

理事

青柳香織（地方独立行政法人職員）
樋川夜涼（神宮勤務）
長谷川美咲（会社員）

監事

高橋怜奈（主婦）

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序）」

役員資格

　役員となるための資格条件は、以下の通りである。

共感覚の定義標準化活動に掲げる「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提言及び保護の宣言を満たし、かつ定款・細則・規程に掲げる会員規程を満たし、かつ役員規程を満たす者

会員資格

　会員となるための資格条件は、以下の通りである。

共感覚の定義標準化活動に掲げる「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提言及び保護の宣言を満たし、かつ定款・細則・規程に掲げる会員規程を満たす者

第四章　定款・細則・規程

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2017 年 3 月 13 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

　本会は 2015 年 7 月末より、再び岩崎純一のウェブサイトの個人交流会・勉強会の一つとして機能しております。
個人交流会・勉強会

◆岩崎純一現会長の個人交流会・勉強会の分科会としての本会の継続について

◆日本共感覚研究会の解散および岩崎純一現会長の個人交流会・勉強会への本会の再吸収の要望について

　　個人交流会・勉強会の各規約
　　定款

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序）」

役員規程
会員規程
分科会日本共感覚研究会の各規約
定款
役員規程
会員規程
日本共感覚学会の設立及び、本会又は同学会の法人化に関する細則
共感覚の検証実験、聞き取り調査等への役員、会員の参加協力等に伴う報酬、謝礼等に関する規程
囮（おとり）調査及び不慮の事態に関する規程
法令に基づく表示（著作権法など）

入会申込書（同じ内容を自由な形式で記載した電子メールでも可）
※ 新規会員のお申込は停止中です。

「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提言及び保護の宣言はこちらのページに掲載
役員・会員の活動の模式図はこちらのページに掲載
（2018 年 7 月 14 日追記：現在は『全集』に収録。）

第五章　日本の共感覚研究史と本会の沿革

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2017 年 6 月 19 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

1960～70 年代
日本において初めて「共感覚」の語がテクニカルターム（学術用語）として学術論文中に現れる。（国文学者、岡山大学名誉教授の稲田利徳の和歌に関する各研究論文などにおいて。）
（岩崎純一会長が自著において指摘。）

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序）」

2002 年
『共感覚者の驚くべき日常―形を味わう人、色を聴く人』（リチャード・E. シトーウィック著、山下篤子翻訳）が刊行されたことなどにより、「音に色が見える」などの感覚が「共感覚」として本格的に日本人の間にも広まり、研究者も現れ始める。

2004 年
SNS サイト mixi に共感覚コミュニティができる。

2005 年
数名の共感覚者が個人サイトを開設。現会長岩崎純一も、自身のサイト「岩崎純一のウェブサイト」にて共感覚による文章や作品などを公開。

2007 年 5 月
真宗大谷派 證願寺で行われた春日会で、岩崎会長が簡単な講演。共感覚を大きく取り上げる。
（参加者の身分や講演内容は自由で、会場の宗派とは無関係。）

2007 年
共感覚者サークルが複数設立される。（現会長および理事数名も参加。）

2008 年
この頃から、共感覚者を騙ってオーラ診断などにより対価をとる事業者（セラピスト、占い師、スピリチュアルカウンセラー、霊能者、宗教者、詐欺業者など）が現れ始める。

2009 年 7 月
表象文化論学会第 4 回大会（会場：京都造形芸術大学）にて共感覚研究者と共感覚者が共同発表。

2009 年 9 月
岩崎純一会長の共感覚に関する著書『音に色が見える世界　「共感覚」とは何か』が刊行。

2009 年 11 月
岩崎純一会長の講演会「音に色が見える世界――共感覚とは何か――」が早稲田大学で開催される。

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序）」

2009 年 11 月
TOKYO MX「ガリレオチャンネル」にて「共感覚のミステリー 音や文字に色を感じる!?」（ワック株式会社制作）が放映される。番組が制作されるにあたり、岩崎会長がインタビュー取材に協力。（その他の取材先：関西学院大学理工学部 人間システム工学科 長田典子教授、東京大学文学部 大学院人文社会系研究科 横澤一彦教授ほか）
（2011 年 4 月に再放送）

2010 年
東京大学の学生が日本共感覚協会（Synaesthesia Association of Japan）設立。共感覚者の遺伝子研究を主目的とする。

2011 年
共感覚者による個人サイトのほとんどが閉鎖。

2011 年 3 月
日本質的心理学会（キャンパスプラザ京都）において、岩崎会長が講演。共感覚を大きく取り上げる。

2011 年春期
早稲田大学文化構想学部現代人間論系「共感覚論」（担当教員：草野慶子）において、岩崎会長が招聘講師を務める。共感覚を大きく取り上げる。

2011 年 5 月
大妻女子大学・駒沢女子大学生と岩崎会長の合同勉強会「日本人の感性、日本語の特性―共感覚から考える―」にて、岩崎会長が講話。共感覚を大きく取り上げる。

2011 年 5 月
岩崎純一会長の共感覚に関する著書『私には女性の排卵が見える　共感覚者の不思議な世界』が刊行。共感覚とオーラ診断との違いを厳密に解説。

2011 年 6 月
武蔵野大学・十文字学園女子大学生と岩崎会長の合同勉強会「自己意識の減失・解体・分裂などを特徴とする精神疾患女性に見られる鋭敏な共感覚について」にて、岩崎会長が講話。共感覚を大きく取り上げる。

2011 年 8 月

岩崎会長の著書の読者たち（OL・主婦・学生など）による講話会「岩崎純一さんのお話を聴く会」が「日本の女性の情緒について」のテーマでひらかれ、岩崎会長が講話。共感覚を大きく取り上げる。

2011 年 11 月

NHK 総合『爆笑問題のニッポンの教養』にて「FILE165：世界はもっとカラフルだ！～共感覚のフシギ～」が放映される。番組が制作されるにあたり、岩崎会長がインタビュー取材に協力。（出演：関西学院大学理工学部 人間システム工学科 長田典子教授）

2011 年

共感覚者を騙ってオーラ診断などにより対価をとる前述の事業者などは、この年に特に急増。前年までのメディア放映や大学での研究による共感覚の知名度の向上を利用したか。

2011 年

日本において脱法ドラッグ（現在は主に「危険ドラッグ」と呼ばれる）の流通と使用が急増。このブームに伴い、海外の共感覚研究の知見（LSD やシロシビンの摂取により共感覚が生じるなど）を日本のドラッグ使用者らが知った形跡がある。

（「岩崎純一のウェブサイト」宛に、匿名で「どんな薬物を使えば共感覚を体験できるかご存知ですか？」などの質問が相次ぐ。質問自体には違法性を問えないため、質問の事実と解析したメールの送信元データ、および共感覚についての学術上の簡単な解説を厚労省・東京都・保健所・警察などに提供。）

LSD などの日本法における麻薬に加え、危険ドラッグに含まれる指定薬物をも共感覚体験に使用されるおそれが高まる。

2012 年

共感覚や精神医学を主として扱う会長の個人サイト「岩崎純一のウェブサイト」への訪問者や、会長の著書の読者から、同サイトのメール宛てに、上記の共感覚をめぐるセラピスト急増問題に関する心理的・身体的・金銭的な被害や、共感覚児童に対する学校でのいじめや親からの虐待被害に関する相談が増加。

2012 年

上記の社会問題をめぐる情報のうち、「岩崎純一のウェブサイト」への相談として扱うよりも全国の共感覚者や関係者に等しく公表することが望ましい共益的情報について、同サイトから独立させた公表の場を設けるため、同サイトへのご訪問者（共感覚者）および共感覚サークル参加者と協議。

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序）」

2012 年 7 月
「岩崎純一さんに会いたい会」が東京藝術大学でひらかれ、岩崎会長が講演。共感覚を大きく取り上げる。

2013 年
　危険ドラッグ使用者による「共感覚」の語を初めて用いた共感覚体験の報告と誘いが岩崎会長の個人サイト「岩崎純一のウェブサイト」に寄せられる。
（会長が独自に訪問者を解析し、判明した情報については、通報時に厚労省・東京都・保健所・警察などに提供済み。共感覚についての学術上の簡単な解説も提供した。）
　彼らが常習しているドラッグに含まれていた指定薬物は bk-MDEA と考えられ、共感覚の話題に限らず、すでに日本中のドラッグ使用者の間で好まれている危険ドラッグに多く含まれている物質で、厚労省がこの年に新たに麻薬に指定したものである。

2013 年 2 月
　上記の種々の試みについて、まずは「日本共感覚関連動向調査会」として活動することを決定。将来的に「日本共感覚学会」の設立を展望するため、一般法人や公益法人の法務に長じた者を役員として組織、定款等が臨時総会において承認される。

2015 年 6 月
「日本共感覚研究会」に改称。

2015 年 7 月
　日本大学藝術学部の講義において、岩崎会長がゲスト講師を務める。共感覚を大きく取り上げる。

第六章　調査報告書・議事録

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2017 年 9 月 24 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

調査報告書

議事録

調査報告書

◆「共感覚」の定義の逸脱と拡大解釈の実態に関する調査報告書

優良な共感覚研究を実施していると認められる日本国内の研究機関・研究者等に関する最新報告書

共感覚の学術的定義を逸脱または拡大解釈した事業を展開する日本国内の団体・個人事業主等に関する最新報告書

共感覚の学術的定義を著しく逸脱した事業を展開する日本国内の団体・個人事業主等に関する最新報告書

◆違法薬物による共感覚体験に関する調査報告書

麻薬・覚醒剤・危険ドラッグ・指定薬物等による共感覚の出現の知見の有無と当該薬物の国際条約及び世界各国・日本国の法令等における扱いとの対応表

◆活動内容が懸念される共感覚関連セラピー等に関する調査報告書

活動内容が懸念される共感覚関連セラピー等の名称一覧

◆2020 年東京オリンピック・パラリンピックと「共感覚」関連事業の結びつきに関する調査報告書

産学官民による「共感覚・知覚・感性」関連事業の 2020 年東京オリンピック・パラリンピック利権化に対する注視

◆岩崎純一会長による各種調査
（本会は、会長個人の共感覚関連活動の一部を母体としており、会長の個人調査もそのまま継承・移管しております。）

精神作用物質による精神・行動障害

ご訪問者の統計（共感覚や精神疾患に関する各種統計を網羅。年齢別、男女別、発生原因、他の知覚や精神疾患の併発率など。）

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序）」

「岩崎純一のウェブサイト」へのご訪問者の統計 (1)「岩崎純一のウェブサイト」へのご訪問者の統計 (2)
議事録

準備中

第七章　共感覚の定義標準化・研究協力・学会設立法務活動

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2017 年 9 月 24 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

共感覚の定義標準化活動
「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提言及び保護の宣言
「共感覚」とは何か、どのように可視化されてきたか
共感覚研究者の皆様へ（トートロジーの回避および「品格ある丁寧な学術研究」のお願い）
「共感覚スペクトラム」の提唱
共感覚と発達障害・自閉症スペクトラムとの関連への言及のタブーの打破について
共感覚研究者への協力活動（研究者および会員の方々へ）
実験や聞き取り調査への役員・会員の参加、被験者集めへの協力
学会設立法務活動

共感覚の定義標準化活動
「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提言及び保護の宣言

本会の用いる「共感覚」及び「共感覚者」の語（テクニカルターム）は、以下の提言及び宣言に基づいています。日本の共感覚研究動向に基づき変更されていきますが、役員・会員資格はこれに束縛されます。
この厳格な定義は、本会の役員・会員たる真正の共感覚者を「選ばれし者」として扱う

ためではなく、スピリチュアル業界・広告業者・詐欺業者などが「共感覚」の語を「恣意的に使用できないように」し、本会の品格と風紀を保ち、日本の共感覚研究全般の健全化を推進するために設けるものです。

「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提言及び保護の宣言

「共感覚」とは何か、どのように可視化されてきたか

「共感覚」とは、複数の五感の混交（クロスモダリティ）を言い、近年、科学の諸分野で検証がなされたり、芸術の諸分野で生かされたりしています。
　例えば、本会の岩崎純一会長は、自身のウェブサイト内の知覚・共感覚の各ページにおいて 10 年以上に渡り共感覚の記録を公開しておりますので、どのような知覚様態のことを共感覚と呼ぶのかを視覚的にご理解いただくことが可能です。

◆会長の個人サイト内の関連ページ

　知覚・共感覚
　私の共感覚記憶データベース

岩崎純一の共感覚データベース
岩崎純一の共感覚データベース（脳内デパート版）岩崎純一の共感覚データベース（3D 映像操作版）
共感覚研究者の皆様へ（トートロジーの回避および「品格ある丁寧な学術研究」のお願い）

　しばしば、共感覚の定義（「共感覚とは何か？」）について、共感覚者当人ばかりでなく研究者までもが「文字や音に色が見えること」などとのみ答えます。また、そのように論文中に記述しています。
　ところが、これは論理学的には「トートロジー（tautology、同語反復）」と言って、科学研究の場において最もやってはならないレトリックの一つです。
「共感覚（文字や音に色が見えること）とはどういうことか？」と問われているのですから、現時点における定義の妥当性（仮説段階か定説段階か）にかかわらず、例えば「電磁波や音波が視神経や聴神経を電気的情報として伝播する際、各脳神経を相互横断して大脳の視覚野や聴覚野に電気的情報が到達すること」といった言明こそが「定義」となります。例えば、これに当てはまる者を「共感覚者」、当てはまらない者を「非共感覚者」と呼称すべきであって、これに先立って「共感覚者」が存在するわけではありません。
　このことは、純粋に論理学への理解の問題であって、代表者挨拶でも述べました発達障

害の例と同様であると言えます。

このような定義をとりわけ日本の研究者が丁寧におこなっていないことが、セラピストや広告業者、詐欺業者などによる「共感覚」の語の不当利用につながっていないとは考えがたい現状がございます。

共感覚・知覚研究を本業とせず、MRI 機器などの高額な検証機器を準備する予算を捻出できない私たち役員や、発達障害・自閉症を抱える多くの会員に先立って、研究者の皆様にはよりいっそう丁寧で真摯な学術研究をお願い申し上げる次第です。

「共感覚スペクトラム」の提唱

近年、発達障害の下位分類であった自閉症やアスペルガー症候群などについて「自閉症スペクトラム（Autistic Spectrum Disorders、ASD）」なる概念が提唱され、米国精神医学会の精神疾患分類の最新版においては正式に採用されています。

（発達障害や ASD の項目分類・診断基準等の動向についても、岩崎会長が追っていますので、以下のページをご参照下さい。）

精神病理学・精神疾患研究
発達障害・学習障害

共感覚についても、強度の共感覚を有する者から共感覚を持たない者までがスペクトラム（連続体）を成している可能性があり、とりわけ発達障害児に強度の共感覚が多く見られることから、本会では「共感覚スペクトラム」の概念を提唱いたします。

ただし、これはあくまでも共感覚の傾向と人口分布を言ったものであって、代表者挨拶や上記共感覚研究者の皆様へにおいて述べたような共感覚研究の発展のための定義の厳格化（検証するに足る共感覚者と一般多数の非共感覚者との学術目的での峻別）については、引き続き推進いたします。

共感覚と発達障害・自閉症スペクトラムとの関連への言及のタブーの打破について

近年、海外では発達障害児・自閉症児に共感覚が見られる確率が高いとの検証結果が得られている。（Simon Baron-Cohen at the Autism Research Centre at Cambridge University, 2013 など）

現会長の岩崎も会長の個人サイトへの訪問者を 10 年以上に渡り調査し、同様の報告をしている。

（会長のサイト内のご訪問者の統計に掲載。共感覚や精神疾患に関する各種統計を網羅している。年齢別、男女別、発生原因、他の知覚や精神疾患の併発率など。）

（発達障害やASDの項目分類・診断基準等の動向についても、岩崎会長が追っていますので、以下のページをご参照下さい。）

精神病理学・精神疾患研究
発達障害・学習障害

ただし、日本においては、共感覚と発達障害との関係に関心を持つ研究者は少なく、半ば忌避反応や批判的意見を示す研究者もいる。

日本の共感覚研究の最先端を担う研究室の一つである東京大学大学院 人文社会系研究科（文学部） 心理学研究室（統合的認知研究グループ）の実験・インタビュー調査に岩崎会長や会員が参加したときでさえ、共感覚と発達障害の関係を報告した結果、「共感覚と発達障害との間に関係があると考える研究者や医師がいるのかもしれないが、我々はそれについては疑問で、発達障害児に共感覚が多いとは考えない立場だ」との回答が横澤一彦教授や浅野倫子特任研究員より得られている。

一方で、発達障害・自閉症の研究者・学会の側からは、例えば、日本発達障害学会や一般社団法人 日本自閉症協会への問い合わせでは、「発達障害者・自閉症者に共感覚者や直観像記憶の保持者が多いことは、我々のように彼らを日々観察している人間にとっては自明のことであるから、ぜひ連携を模索したい」、「発達障害・自閉症と共感覚の深い関係を認めるか否かは、障害者に対する共感覚研究者の個人的な思いや姿勢によって異なっているのではないか」との回答があった。

共感覚と発達障害との関係について忌避または批判する態度は、「米国精神医学会の精神疾患分類に定義されていない共感覚を、そこにおいて精神疾患の一種たる障害として定義されている発達障害と同様に扱われては困る」といった心境から生じているかもしれないし、また、「共感覚者は女性に多いにもかかわらず、発達障害者・自閉症者は男性に多く、整合性がとれないではないか」といった意見から生じているかもしれない。

しかし、後者も後者で、不当なレトリックである。「共感覚者は女性に多く、発達障害者は男性に多いにもかかわらず、発達障害者の中に共感覚者が多い」理由は、「自らの共感覚を言語コミュニケーションによって報告できる共感覚者は、発達障害を持たない女性に多い」からであって、「発達障害者が男性に多い」ことは「共感覚者が女性に多い」という統計の直接的な根拠である。

（なお、この問題については、共感覚 Q＆Aの「共感覚者は女性に多いのですか？」でも会長が回答している。）

本会は、共感覚と発達障害・自閉症スペクトラムとの関連への言及をタブーとは考えておらず、これらの知覚様態や症状を持つ人々をもまた社会人の一員として当然のごとく受け入れ、その能力を肯定的に取り上げていく次第である。

共感覚研究者への協力活動（研究者および会員の方々へ）
実験や聞き取り調査への役員・会員の参加、被験者集めへの協力

本会では、研究者の皆様に会員の皆様を被験者として紹介させていただきます。
とりわけ、被験者集めに苦慮している無名の共感覚研究者（大学院生、学部学生を含む）への被験者の紹介・斡旋をおこなっています。
被験者を募集されている研究者の方は、本会のメール宛にご連絡下さい。
また、会員の皆様には、規程により会費をご負担いただかない代わりに、研究者へのご協力をお願い申し上げます。すでに役員の参加協力によって優良な研究者であるとの確証が得られている研究者については、調査報告書・議事録にて報告しておりますので、ご活用下さい。
これまでに岩崎会長が個人で依頼を受けた際、被験者集めに大変苦労した経験から、日本の共感覚研究の円滑化を図っていく所存です。
（共感覚者は多くいるものの、自分自身の共感覚への関心が長続きする被験者がごくわずかしかおらず、急に連絡が取れなくなる被験者が多いことに起因する。）
実験や聞き取り調査へのご参加は、本会を通さなくてももちろんご自由ですが、その実験手法などの科学的信憑性や適法性についてはご報告いただければ幸いです。
なお、従来通り岩崎純一会長個人宛てにメールを送りたい場合、以下の会長のサイトの該当ページをご覧下さい。

公式メール（学術関係、仕事のご依頼など）
個人メール（ご質問、私信など）

学会設立法務活動

いつでも本会を母体として法人としての「日本共感覚学会」を設立できるよう、非営利型法人の法務・行政に長じた役員を迎え、一般社団法人への認可申請及び公益社団法人への認定申請を常にスタンバイしています。
（ただし、NPO 法人への移行は計画・検討されておりません。）
本会を母体とする日本共感覚学会などの新機関・新法人を設立するにあたり、会費制度を創設させていただくことがございます。
（現在、ほとんどの費用は会長が負担しております。）
ただし、日本共感覚協会など、本会以外の既存の共感覚に関する学術系団体が活動を再開するか、事実上の学会として機能した場合、本会はこのまま調査・監督業務を継続いたします。
また、「共感覚」や「共感覚者」といった概念が日本国の法令においていかなる解釈をさ

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序）」

れるか、法学的・社会学的な観点からの試みも随時おこなっております。

参考文献

http://www.cam.ac.uk/research/news/synaesthesia-is-more-common-in-autism
http://www.sciencedaily.com/releases/2013/11/131119193908.htm
International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems 10th Revision (ICD-10) Version for 2010 (Online Version)". Apps.who.int. Retrieved on 2013-04-16.
WHO (2010) ICD-10: Clinical descriptions and diagnostic guidelines: Disorders of adult personality and behavior
American Psychiatric Association (2000). Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (4th ed., text revision). Washington, DC: American Psychiatric Publishing.
American Psychiatric Association (2013). Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (5th ed.). Arlington, VA: American Psychiatric Publishing.
"Intellectual developmental disorders: towards a new name, definition and framework for "mental retardation/intellectual disability" in ICD-11". World Psychiatry 3 (10): 175-180. October 2011.
『ICD-10 精神および行動の障害－臨床記述と診断ガイドライン（新訂版）』 監訳：融道男／中根允文／小見山実／岡崎祐士／大久保善朗、医学書院、2005 年 11 月
『DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引・新訂版』 訳：高橋三郎／大野裕／染矢俊幸、医学書院、2003 年 8 月
精神科病院入院患者の状況　国立研究開発法人　国立精神・神経医療研究センター（NCNP）
精神疾患: メルクマニュアル 18 版　日本語版
医学用語集めでぃっく
『EBM 精神疾患の治療〈2006 - 2007〉』 上島国利、三村將、中込和幸、平島奈津子、中外医学社、2006

第八章　共感覚に関する研究動向および社会的諸問題の調査・追跡活動

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2017 年 9 月 24 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

日本国内の共感覚に関連する研究機関・研究者・事業者・イベント等の動向の調査・追跡
共感覚セラピー、共感覚による透視などを謳う霊感商法・誇大広告等の調査活動
麻薬・覚醒剤・危険ドラッグ追放活動
メディアにおける共感覚の扱いに関する調査活動
共感覚児童へのいじめ、虐待の調査活動

日本国内の共感覚に関連する研究機関・研究者・事業者・イベント等の動向の調査・追跡

大学教員、研究者、学生、科学者、文学者、行政機関、セラピスト、スピリチュアルカウンセラー、霊能者、宗教者、思想家、広告業者、詐欺業者など、極めて広範囲の職業や学業や犯罪に従事する者が「共感覚」または「共感覚者」を標榜している実態に鑑み、協会に対し安全性または危険性の確認の依頼があった研究者や事業者を中心に、調査しています。

各種の最新報告書はこちら
精神作用物質による精神・行動障害

共感覚セラピー、共感覚による透視などを謳う霊感商法・誇大広告等の調査活動

上記の研究者や事業者のうち、日本の共感覚研究の健全な発展のために共感覚者コミュニティや学術界から追放すべき霊感商法・誇大広告事業者などを調査し、ご相談も受け付けています。
セラピストやスピリチュアルカウンセラーに金銭を渡すことで共感覚が身に付いたり、別の第三者に共感覚を伝授できる共感覚セラピストなどになれたり、共感覚や自閉症が「治ったり」することはありません。
ただし、本会が主に調査するのは、
「共感覚と呼称すべきでない超能力・透視能力・セラピー能力・詐欺のノウハウ・自己啓発セミナー開催能力などを共感覚と呼称していないかどうか」
「当該人物が共感覚だと自称するその超能力とそれによる活動などが学術界において取り上げるに足る知覚様態や活動であるかどうか」
「当該人物が共感覚だと自称するその超能力などの教育・伝授のために受講者などに金銭を要求していないかどうか」
「当該人物が共感覚だと自称するその超能力などによって対価を得るそのような行為が違法行為や条例違反になっていないかどうか」

であり、
「当該人物が共感覚だと自称するその超能力などが本物であるかどうか」
「当該人物が共感覚だと自称するその超能力などを信用してよいかどうか」
といったご相談には、必ずしも回答できません。ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

各種の最新報告書はこちら
精神作用物質による精神・行動障害

麻薬・覚醒剤・危険ドラッグ追放活動

日本の共感覚者コミュニティおよび共感覚学界からの麻薬・覚醒剤・危険ドラッグ追放活動をおこなっています。

LSD、シロシビン（マジックマッシュルーム）、メスカリンなどの薬物を服用すると強い共感覚が生じるとの先行研究があることから（Cytowic, Richard E; Eagleman, David M, 2009 など）、日本においても、これらの麻薬・ドラッグを服用して共感覚を体験する大学生などの隠れサークルが作られたているほか、実際にこれらを服用して共感覚の検証実験に参加する者がいます。

日本において脱法ドラッグ（現在は主に「危険ドラッグ」と呼ばれる）の流通と使用が急増しているのは 2011 年からで、このブームに伴い、日本のドラッグ使用者らが海外の共感覚研究の知見（LSD やシロシビンの摂取により共感覚が生じるなど）を知った形跡があります。

（岩崎会長の個人サイト「岩崎純一のウェブサイト」宛に、匿名で「どんな薬物を使えば共感覚を体験できるかご存知ですか？」などの質問が相次ぎました。質問自体には違法性を問えないため、質問の事実と解析したメールの送信元データ、および共感覚についての学術上の簡単な解説を厚労省・東京都・保健所・警察などに提供しました。）

こうして、LSD などの日本法における麻薬に加え、危険ドラッグに含まれる指定薬物をも共感覚体験に使用されるおそれが高まっていたところ、2013 年に、危険ドラッグ使用者による「共感覚」の語を初めて用いた共感覚体験の報告と誘いが岩崎会長の個人サイト「岩崎純一のウェブサイト」に寄せられました。

（会長が独自に訪問者を解析し、分かる情報は通報済み。）
彼らが常習しているドラッグに含まれていた指定薬物は bk-MDEA と考えられ、共感覚の話題に限らず、すでに日本中のドラッグ使用者の間で好まれている危険ドラッグに多く含まれている物質で、厚労省がこの年に新たに麻薬に指定したものです。
日本の共感覚研究の健全な発展のために共感覚者コミュニティや学術界から追放すべきこのような団体・個人を調査し、ご相談も受け付けています。
「共感覚者を名乗るセラピストが開催するセミナーに参加したところ、あなたにも共感覚を授けてあげるなどと何らかの飲料や食べ物の摂取を強要された」などのご相談も受け付けています。このようなセラピーやセミナーで出された飲料や食べ物は、口にしないことを推奨します。
このような事例を見かけたら、本会までご連絡下さい。

各種の最新報告書はこちら
精神作用物質による精神・行動障害

メディアにおける共感覚の扱いに関する調査活動

テレビ、新聞、書籍、映画、ドラマなどのメディアにおける共感覚の扱いを調査し、ご相談も受け付けています。

各種の最新報告書はこちら

共感覚児童へのいじめ、虐待に関するご相談の受付活動

共感覚などの特殊知覚を持っていることを理由に、学校や幼稚園・保育園等においてクラスメイトや教諭からいじめを受けたり、実の親をはじめとする保護者から不具の子・異常児として虐待を受けたりするケースを調査し、ご相談も受け付けています。
とりわけ、スマートフォンなどのインターネット接続端末を所持しているにもかかわらず、「共感覚」を長期に渡って知らず、「今まで文字や音に色が見えると言う我が子をバカにして叩いていましたが、共感覚だと知り、叩くのをやめました」といった主婦・シングルマザーからのご相談が多いです。
このような事例を見かけたら、本会までご連絡下さい。

各種の最新報告書はこちら

【参考文献】

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序）」

Cytowic, Richard E; Eagleman, David M (2009). Wednesday is Indigo Blue: Discovering the Brain of Synesthesia (with an afterword by Dmitri Nabokov). Cambridge: MIT Press. ISBN 0-262-01279-0.

【画像出典】
脱法ドラッグ（Wikipedia）

日本共感覚研究会

定款

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2015 年 8 月 13 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

第 1 章　総　則

（名称）
第 1 条　この団体は、日本共感覚研究会（Japanese Synaesthesia Study Group）と称する。

（事務所）
第 2 条　この団体は、主たる事務所及び従たる事務所を東京都内の各役員の研究室又は私宅に置く。従たる事務所は、理事会の議決によって必要な地に置くことができる。

2　理事会においてこの団体の一般社団法人又は公益社団法人への移行が議決された場合は、全ての業務及び活動を総有の資産により行うため、事務所を役員が私有する不動産等又は民法 667 条以下に典型契約の一種として規定される民法上の組合としての任意組合として合有する不動産等又は権利能力なき社団として総有する不動産等と解される不動産等から一般社団法人又は公益社団法人の総有の財産とするに足る不動産等に移転し、所在地を公表する。

（支部）
第 3 条　この団体は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第 2 章　目的及び活動

（目的）

第 4 条　この団体は、日本における共感覚（Synaesthesia、Synesthesia）及び共感覚に関連ある知覚、症状、疾患等の研究の健全化・正常化をはかり、これらに関する社会的諸問題の解決を促し、この団体が別途定めるところの共感覚者等を保護し、「日本共感覚学会」の設立を準備し、これらに関する将来的な研究の発展に寄与することを目的とする。

（活動）

第 5 条　この団体は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1)　第 1 号活動　「共感覚」及び「共感覚者」の定義の標準化の提言、共感覚研究者及び共感覚研究機関に対するこれらの定義の明確化の要請、「共感覚」及び「共感覚者」の保護、「日本共感覚学会」の設立の展望及び準備計画

(2)　第 2 号活動　大学等の研究機関における共感覚研究の動向の調査・追跡及び研究拡充の要請

(3)　第 3 号活動　セラピスト、占い師、スピリチュアルカウンセラー、霊能者、宗教家、宗教団体、思想家、思想団体、広告業者、詐欺業者等による共感覚の不当な利用の実態、共感覚の拡大解釈による共感覚者の人口の疑似的な肥大化と共感覚の喧伝の実態、麻薬・覚醒剤・危険ドラッグ・指定薬物の摂取・服用による共感覚体験の実態等、共感覚に関連ある社会的諸問題の調査・追跡及び設立予定の学会への当該個人及び団体の参画等の阻止

(4)　第 4 号活動　第 5 条第 2 号の機関における検証実験等への会員の参加・協力や第 3 号の個人・団体における共感覚セラピー等の会員による調査・追跡又は不慮の受講等に基づく、参加・協力・入会等が安全又は危険である第 2 号の機関又は第 3 号の個人・団体についての情報の、ウェブサイトを用いた共感覚者への共益的提供

(5)　第 5 号活動　国内外の関連団体との協力及び連携

(6)　第 6 号活動　その他この団体の目的を達成するために必要な活動

2　前項の活動は、本邦において行うものとする。

第 3 章　活動班

（活動班）

第 6 条　この団体の役員は、理事会の議決を経て、名称を自由とする活動班を置くことができる。運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

第4章　会　員

（団体の構成員）
第 7 条　この団体は、この団体の活動に賛同する個人又は団体であって、次条によりこの団体の会員となった者をもって構成する。

（会員の種類）
第 8 条　この団体の会員は次の通りとする。
（1）会員
会員は、別途定める会員規程の全ての条件を満たす者か、別途定める会員規程の一部又は全ての条件を満たさない者のうち、この団体の目的達成に多大な貢献をなすものと認められ、会長又は理事会の議決によって会員となることが推挙された者とする。
2　会員をもって法人化後における一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）
第 9 条　この団体の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをした上で、会長の承認を受けなければならない。

（経費の負担）
第 10 条　この団体の活動に経常的に生じる費用に充てるため、役員及び一部の会員は総会において別に定める額を拠出する義務を負う。

（任意退会）
第 11 条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第 12 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
（1）この定款その他の規則に違反したとき。
（2）この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（3）その他除名すべき正当な事由があるとき。
（会員資格の喪失）
第 13 条　前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（1）第 10 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
（2）総会員が同意したとき。
（3）当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第5章　総　会

（構成）

第14条　総会は、会員をもって構成する。

2　前項の総会をもって法人化後における法人法上の社員総会とする。

（権限）

第15条　総会は、次の事項について決議する。

(1)　会員の負担する拠出額の内訳

(2)　会員の除名

(3)　理事及び監事の選任又は解任

(4)　理事及び監事の報酬等の額

(5)　計算書類の承認

(6)　定款の変更

(7)　解散及び残余財産の処分

(8)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条　総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2　会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第18条　総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第19条　総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

（決議）

第20条　総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)　会員の除名

(2)　監事の解任
(3)　定款の変更
(4)　解散
(5)　その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。
理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使）
第 21 条　会員は代理人によって総会の議決権を行使できる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的記録をこの団体に提出しなければならない。

（決議の省略）
第 22 条　理事又は会員が､総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすものとする。

（報告の省略）
第 23 条　理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を総会に報告することを要しない。

（議事録）
第 24 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び出席した理事のうち 1 名以上が前項の議事録に記名押印する。

第 6 章　役　員

（役員の設置）
第 25 条　この団体に、次の役員を置く。
(1)　理事　3 名以上 10 名以内
(2)　監事　3 名以内
2　理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長とする。
3　前項の会長をもって法人化後における法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人化後における同法上の業務執行理事とする。ただし、法人化後の業務執行理事たるべき副会

長の適任者がいない場合、副会長を置かず、会長が業務執行理事を兼ねることができる。

（役員の選任）

第 26 条　理事及び監事は、別に定めるところにより会員の中から総会の決議によって選任する。

2　会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の構成）

第 27 条　理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 28 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この団体を代表し、その業務を執行し、副会長は理事会において別に定めるところにより、この団体の業務を分担執行する。

3　会長及び副会長は、毎活動年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 29 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して活動の報告を求め、この団体の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 30 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する活動年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する活動年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 31 条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第 32 条　理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。た

だし、理事又は監事が書面又は電磁的記録により報酬を得ない旨の意思表示をしたときは、総会への報告のみによりその旨が認められなければならない。

第 7 章　理事会

（構成）

第 33 条　この団体に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 34 条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　この団体の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　会長及び副会長の選定及び解職

（招集）

第 35 条　理事会は、会長が招集する。

2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（監事による理事会の招集等）

第 36 条　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

1. 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、招集権者に対し、理事会の招集を請求することができる。
2. 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

（議　長）

第 37 条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が務める。会長が欠席したときの議長は、副会長を含む理事の中から互選により選出する。

（決議）

第 38 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 39 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その

提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その 限りではない。

（報告の省略）

第 40 条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2　前項の規定は、第 28 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第 41 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第 8 章　資産及び会計

（活動年度）

第 42 条　この団体の活動年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（活動計画及び収支予算）

第 43 条　この団体の活動計画書、収支予算書については、毎活動年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、一部の役員がこの団体の全ての資金の拠出および全ての活動費用を負担し、それらの資金が法務局や税務署等によって私有財産又は民法 667 条以下に典型契約の一種として規定される民法上の組合としての任意組合として合有する財産と解されるのみで、権利能力なき社団として総有する財産と解されず、かつ理事会において財産が総有たるべき一般社団法人又は公益社団法人へのこの団体の移行が議決されていない場合、その議決を含む年度の直前の年度までは、収支予算書については、資金の拠出者が作成するのみで足り、理事会の承認を省略することができる。

2　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該活動年度が終了するまでの間備え置くものとする。ただし、この団体の業務及び活動に拠出された資金が前項の条件を満たす場合は、この限りではない。

（活動報告及び決算）

第 44 条　この団体の活動報告及び決算については、毎活動年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。ただし、この団体の業務及び活動に拠出された資金が第 43 条第 1 項の条件を満たす場合、第 3 号、第 4 号、第 5 号の書類についてはこの限りではない。

(1)　活動報告
(2)　活動報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　正味財産増減計算書
(5)　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に報告し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。ただし、この団体の業務及び活動に拠出された資金が第 43 条第 1 項の条件を満たす場合、第 1 号の書類を除いてはこの限りではない。
3　第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。ただし、この団体の業務及び活動に拠出された資金が第 43 条第 1 項の条件を満たす場合、監査報告についてはこの限りではない。

第 9 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 45 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。ただし、第 44 条第 1 項に掲げる書類の内容に多大な影響を与えるとは考えられない定款の軽微な変更については、総会の決議を要しない。

（解散）
第 46 条　この団体は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配の制限）
第 47 条　この団体は、剰余金の分配を行うことができない。ただし、この団体の業務及び活動に拠出された資金が第 43 条第 1 項の条件を満たす場合、総会において財産の持分権を有する役員全員の承認を経る限り、剰余金の分配を行うことができる。

（残余財産の帰属）
第 48 条　この団体が清算をする場合において有する残余財産は、この団体の業務及び活動に拠出された資金が第 43 条第 1 項の条件を満たす場合、総会において財産の持分権を有する役員全員の承認を経る限り、各役員に払い戻される。ただし、この団体が「非営利性が徹底された法人」としての一般社団法人又は公益社団法人となることが理事会において議決された場合は、「非営利性が徹底された法人」の法的条件を満たすため、改めて総会の決議を経て第 47 条及び第 48 条を変更し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる団体又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を明記するもの

とする。

第 10 章　公告の方法

（公告の方法）

第 49 条　理事会においてこの団体の一般社団法人又は公益社団法人への移行が議決された場合は、この団体の公告は、電子公告により行う。

2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、理事会において議決された方法による。

附 則

1　この定款は、この団体の一般社団法人又は公益社団法人としての登記の日、又は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人又は公益社団法人としての設立の登記の日から、新たな定款が施行されるに伴い、失効する。

平成 25 年 2 月 10 日　臨時総会承認

平成 25 年 4 月 1 日　施行

平成 27 年 7 月 24 日　第 8 条を改定

平成 27 年 7 月 27 日　第 9 条を改定

日本共感覚研究会

役員規程

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2015 年 8 月 4 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

第 1 章　総　則

（本規程に定める事項）

第 1 条　本規程は定款に基づき、被選任資格、この団体の業務執行及び活動、活動班の主導、その他役員に関する事項を理事及び監事について定める。

第 2 章　理　事

（被選任資格）

第 2 条　理事は、定款第 8 条第 1 項、及び、「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提言及び保護の宣言の第 1 条及び第 2 条、及び、会員規程を満たす者であって、かつ次の各号を満たす者でなければならない。

(1) 「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提唱及び保護の宣言の第 1 条及び第 2 条を自身が満たすことを証する、異なる 3 箇所以上の日本国又は諸外国の大学等の研究機関における延べ 3 回以上の検証実験又は延べ 5 回以上の聞き取り調査に関する書面又は電磁的記録が、当該検証実験等を実施した大学等の機関と自身の双方に保管されるか、又は当該機関の不法行為または杜撰な管理体制等によりこれらが紛失された場合は自身が上記事実の証明を回復するに足る書面又は電磁的記録等の複製又は控を所持している者

⑵ 日本国又は諸外国の大学等の研究機関に属する者が執筆した学術論文中に、上記第 1 号の検証実験、聞き取り調査等の結果と共に被験者たる自身の氏名が記載されている者。ただし、論文執筆者の意向等により、被験者についてその氏名の代わりに氏名のローマ字表記の冒頭の文字等を用いて省略形として言及している場合、上記第 1 号の書面又は電磁的記録等にはその旨を明記しなければならない。

⑶ 新一般法人及び新公益法人に関する法令及び法務に長じ、この団体が日本共感覚学会等の新設法人に移行するにあたり遅滞なく業務を遂行することができる能力を有する者

2　理事となる者は、会員規程第 2 条第 4 項に定める事情により上記事実を証する書面又は電磁的記録等を提出できない者であってはならない。

第 3 章　監　事

（被選任資格）

第 3 条　監事は、定款第 8 条第 1 項、及び、「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提唱及び保護の宣言の第 1 条及び第 2 条、及び、会員規程を満たす者であって、かつ第 2 条第 1 項の各号を満たす者でなければならない。

2　監事となる者は、会員規程第 2 条第 4 項に定める事情により上記事実を証する書面又は電磁的記録等を提出できない者であってはならない。

第 4 章　解　任

（解任）

第 4 条　役員の解任については、定款第 31 条に定める通りとする。

第 5 章　業務執行及び活動の主導

（業務執行及び活動の主導）

第 5 条　役員は、この団体の業務を執行し、活動を主導する。

（活動班の主導）

第 6 条　役員は、定款第 6 条に定める活動班を主に班長として主導する。

（報酬、給与、謝礼等の受取）

第 7 条　役員は、第 5 条の業務の執行又は第 6 条の活動によってこの団体から報酬、給与、謝礼等を受け取ることができない。

2　ただし、理事会においてこの団体の一般社団法人又は公益社団法人への移行が議決された場合は、全ての業務及び活動を総有の資産により行うために新設する会費制度に応じて、第 7 条第 1 項の変更を総会において検討する。

第 6 章　役員の責任

（役員の責任）

第 8 条　本会と会員との間に交わされる契約は、本会の一般社団法人又は公益社団法人への移行が議決されない限り、民法 667 条以下に典型契約の一種として規定される民法上の組合としての任意組合又は権利能力なき社団としての本会の扱いの範囲を逸脱することはないものとする。従って、役員以外の会員は、本会に対し法律上の一般社団法人又は公益社団法人の社員と同等の責任を負うことはなく、役員のみが本会に対し有限責任又は無限責任を負う。

平成 25 年 2 月 10 日　臨時総会承認

平成 25 年 4 月 1 日　施行

日本共感覚研究会

会員規程

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2016 年 9 月 12 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

第 1 章　総　則

（本規程に定める事項）

第 1 条　本規程は定款に基づき、入会手続、会費、活動班への所属、その他会員に関する事項を定める。

第 2 章　会　員

（入会手続及び条件）

第 2 条　定款第 8 条第 1 項に定める会員として本会に入会しようとする者は、別途「岩崎純一のウェブサイト」（アドレス：http://iwasakijunichi.net/）内の該当ページに記載した方法により、少なくとも氏名、生年月日、職業・肩書き等を明記した（パソコン入力等可）書面又は電磁的記録（電子メール可）をこの団体に提出しなければならない。

入会申込は随時提出可能であるものとする。

また、第 2 条第 4 項等の理由により、「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提言及び保護の宣言の第 1 条及び第 2 条を満たす事実を証する書面又は電磁的記録を入会申込書と共にこの団体に提出できない場合、特別に理事会において検討する。

同宣言の第 1 条及び第 2 条を満たす事実を証する書面又は電磁的記録として認められるも

のを、以下に掲げる。(1)及び(2)は、1 箇所以上の日本国又は諸外国の大学等の研究機関における 1 回以上の検証実験、聞き取り調査等に関するものでなければならない。

【入会条件を満たす書類の例】

(1) 共感覚関連の検証実験、インタビュー調査、アンケート調査等に関する参加同意書、参加者への実験・調査内容説明書、被験者への結果説明書・結果説明図等のスキャンデータ又はコピー等

(2) 上記の実験や調査への参加協力で得た報酬・謝礼に関する明細書、支払証明書、支払調書、源泉徴収票等のスキャンデータ又はコピー等（ただし、なるべく(1)又は(3)を提出することが望ましい。）

(3) 自身の共感覚を表現した著作物のスキャンデータ、コピー、写真、電磁的記録等（芸術作品、日記、随筆、ウェブサイト、本会役員との間で送受信したメール本文等）

2　上記事実を証する書面又は電磁的記録に第 2 条第 1 項に掲げる氏名以下の内容の全部又は一部が記載されている場合、これと共に氏名以下の内容の欠落箇所のみを追記した書面又は電磁的記録をこの団体に提出すれば、第 2 条第 1 項を満たすものとする。

3　入会手続きに不安や困難等を抱える児童又は発達障害・知的障害・言語障害等を有する者で、「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提言及び保護の宣言の第 1 条及び第 2 条を満たすことが明らかである者（潜在的な会員資格保持者）については、当人の入会の意志が確認できる限り、保護者が当人に代わって第 2 条第 1 項の書面又は電磁的記録の提出を行い、理事会の承認を受けた場合、当人が会員となることができる。

4　「共感覚」の保持の事実が勤務先等に露呈することによる不当な社会的制裁や差別行為を恐れる等の事情により、上記事実を証する書面又は電磁的記録等を提出できない場合、特別に理事会において検討する。

5　大学・研究室等の予算を用いて、自身の共感覚を自身で研究するか、又は自身の主導により同僚の教員又は自身の采配下にある研究員又は学生等に研究させることのできる大学教員等としての職を有する共感覚者は、当該の社会的立場とは全く別個に、自身が所属しない他の大学等の同様の研究機関の被験者となってその共感覚が検証されたり、本会役員とのメールの送受信において自身の共感覚に関する報告が十分に蓄積されているなど、詐称・捏造等の可能性を第三者が強く否定できる根拠を示さない限り、この団体の会員たり得ない。

第 3 条　定款第 8 条第 1 項に定める「この団体の目的達成に多大な貢献をなすものと認められ、会長又は理事会の議決によって会員となることが推挙された者」とは、第 2 条第 3 項に定める児童、及び、世界保健機関又はアメリカ精神医学会の疾病分類（ICD 又は DSM）が規定する疾患名を医療機関等で付与された者（自閉スペクトラム症者・知的障害者・言

語障害者等)、及び、第 2 条第 4 項に定める者、及び、それらの保護者を含むことができる。

第 3 章　任意退会及び除名

（任意退会及び除名）

第 4 条　会員の任意退会及び除名については、定款第 11 条から第 13 条に定める通りとする。

（会員不適合者）

第 5 条　以下の各号の 1 つ以上を満たす者は、この団体の会員となることができず、入会後にその事実が判明した場合はただちに除名処分とする。

(1) 本会の調査報告書（以下のアドレスに掲載）で報告された個人・団体のうち、違法な活動をおこなっているか又は危険な性質を有する個人・団体

http://iwasakijunichi.net/jssg/hokokusho.html

(2) 宗教法人を含む宗教団体に属する者又は政治思想団体等に属する者のうち、反社会的活動に従事する者

(3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に属する者

(4) その他この団体又は社会に多大な損害を与えるとこの団体が認める者

第 4 章　会　費

（会費）

第 5 条　この団体は、役員個人による共感覚関連動向の研究を直接引き継ぐ形で、役員の活動資金の拠出によって日本の共感覚関連動向を調査・追跡し、これに基づき会員資格を継続的に厳格化することで、健全な一般社団法人又は公益社団法人としての日本共感覚学会の設立に寄与するため、団体の性質上、会長又は理事会の承認がある限り、会費制度を設けない。

2　会長又は役員を除く一般の会員は、各回の会合において個人として自身の交通費・食費等の実費のみを負担し、本会の管理・運営（定款等の規約、会員名簿、理事会・総会、ウェブサイト等の管理・運営等）にかかる費用は会長又は役員が負担する。

3　ただし、理事会においてこの団体の一般社団法人又は公益社団法人への移行が議決された場合等、必要ある時は、全ての業務及び活動を総有の資産により行うため、会費制度を新設する。

第 5 章　活動班の設置

（活動班の設置）

第 6 条　会員は、定款第 6 条に定める任意の活動班の設置を役員に対し要請し、当該活動班で活動することができる。

2　会員は、会費の負担なくして第 6 条第 1 項及び「共感覚の検証実験、聞き取り調査等への役員、会員の参加協力等に伴う報酬、謝礼等に関する規程」の各規定を認められる一方、「囮（おとり）調査及び不慮の事態に関する規程」を遵守しなければならない。

3　ただし、理事会においてこの団体の一般社団法人又は公益社団法人への移行が議決された場合等、必要ある時は、全ての業務及び活動を総有の資産により行うために新設する会費制度に応じて、第 2 項の変更を総会において検討する。

第 6 章　会員の責任

（会員の責任）

第 7 条　本会と会員との間に交わされる契約は、本会の一般社団法人又は公益社団法人への移行が議決されない限り、民法 667 条以下に典型契約の一種として規定される民法上の組合としての任意組合又は権利能力なき社団としての本会の扱いの範囲を逸脱することはないものとする。従って、役員以外の会員は、本会に対し法律上の一般社団法人又は公益社団法人の社員と同等の責任を負うことはなく、役員のみが本会に対し有限責任又は無限責任を負う。

平成 25 年 2 月 10 日　臨時総会承認

平成 25 年 4 月 1 日　施行

平成 26 年 10 月 18 日　第 2 条を改定

平成 27 年 7 月 24 日　第 2 条、第 3 条を改定

日本共感覚研究会

「共感覚」及び「共感覚者」の
学術的定義の標準化の提言及び保護の宣言

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2015 年 7 月 24 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

第 1 章　この団体の「共感覚」及び「共感覚者」の定義

（「共感覚（Synaesthesia、Synesthesia）」の定義）

第 1 条　この団体が定義し保護の対象とする「共感覚」とは、以下の第 1 号から第 4 号の全てを満たす知覚経験を言う。

この知覚経験は、当事者の母語による卑近な表現（日本語であれば「文字や音に色が見える」など）を用いた報告によって第三者に伝聞されているか否かを問わない。（未報告の潜在的な共感覚の保護、及び報告された虚偽の共感覚の排除）

また、この知覚経験は、本提言の下部に掲げる共感覚又は精神疾患に関する学術論文・学術書・疾患分類等のいずれかにおいて「共感覚」であると言及されている知覚経験でなければならない。（超能力・超常現象等の扱いの排除）

(1) 単位時間あたりの波動の伝播又は粒子の移動、又はそれらにより継起する物理変化又は化学反応が

(2) 物理的刺激又は化学的刺激として感覚器を通過し電気的情報に変換されるに際し

(3) 電気的情報が嗅神経・視神経・聴神経等の脳神経を相互横断して伝播し大脳に到達するか、又はそれ以外の脳神経系内の各部位において相互横断する知覚様態の、自覚的または

無自覚的な経験であって

(4) 上記第 1 号から第 3 号までの知覚様態が 5 年以上又は生涯に渡り継続的･反復的に維持される知覚経験

（「共感覚者（Synesthetes）」の定義）

第 2 条　この団体が定義し保護の対象とする「共感覚者」とは、第 1 条の第 1 号から第 4 号を満たす知覚経験を有し、かつ次の第 5 号から第 7 号の全てを満たす者を言う。

(5) ホイヘンスの原理、等ラウドネス曲線、酸化還元反応等の物理法則又は化学法則のもとで生物学的ヒトが有しうると推定できる最大限の知覚様態を逸脱する知覚様態の保持を

(6) その逸脱する知覚様態の科学的根拠を第 1 条の第 1 号から第 4 号に仮託して主張する者ではない者のうち

(7) 第 1 条の第 1 号から第 4 号を満たすことが fMRI 等の検証機器による検証実験や聞き取り調査等の結果として確証されているか、又はこれらの検証実験や聞き取り調査が未経験である場合はその他の経験上の諸事実によって第 1 条の第 1 号から第 4 号を満たすことが明白であると認められる者

第 2 章　定義の運用

（「共感覚者」と「共感覚者たりえない者」）

第 3 条　この団体は、第 1 条及び第 2 条により「共感覚者」と「共感覚者たり得ない者」とを学術研究及び社会的諸問題の調査・追跡のみを目的として選別し、「共感覚者」を別途会員規程に定める「正会員」、「共感覚者たり得ない者」の一部を「特別会員」としてこの団体への入会を認める。

2　この団体は、「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の明確化を大学等の共感覚研究者に要請すると同時に、第 1 条及び第 2 条の定義の標準化を提言する。

3　この団体は、第 3 条第 1 項及び第 2 項の定義の運用により、ここで定義される「共感覚」及び「共感覚者」、その支援者を保護する。

第 3 章　用語の改訂

（用語の改訂）

第 4 条　日本におけるこの団体以外の団体又は個人によって「共感覚」及び「共感覚者」

の語が第 1 条及び第 2 条以外の定義において使用されることが甚だしく、第 3 条の各項の達成が困難となったと判断される限り、この団体は第 1 条及び第 2 条の定義を一旦破棄して、次のより厳格化された用語を使用して第 3 条の各項の達成を目指す。

「音波視覚」、「電磁波聴覚」、「音波嗅覚」、「電磁波味覚」、「化学物質視覚」、「化学物質聴覚」など

附 則

1　第 1 条の第 1 号から第 4 号の知覚様態の経験の事実に自覚的でない又は自ら言及できないがために当然第 2 条の第 5 号及び第 6 号をただちに満たす者のうち、世界保健機関又は米国精神医学会の疾病分類（ICD 又は DSM）が規定する疾患名を医療機関等で付与された者（自閉スペクトラム症者・知的障害者・言語障害者等）は、「共感覚者」と認めるに足る。

2　第 2 条の「ホイヘンスの原理、等ラウドネス曲線、酸化還元反応等の物理法則又は化学法則のもとで生物学的ヒトが有しうると推定できる最大限の知覚様態を逸脱する知覚様態の保持を、その逸脱した知覚様態の科学的根拠を第 1 条の第 1 号から第 4 号に仮託して主張する者」とは、例えば次のような者を言う。このような知覚様態自体の真偽を問わず、このような知覚様態を主張する者は、この団体においては「共感覚者」とは認めず、保護の対象としない。

(1) 「あなたのオーラ色・共感覚色を見ることで、あなたの適切な婚期を探り、アドバイスします」と称して、その施術により対価を得ている者

(2) 妊婦に対し、「新生児に悪い運気が寄りつかないよう、適切な共感覚色に基づく命名をいたします」と称して、その施術により対価を得ている者

(3) その他、第 2 条の第 5 号及び第 6 号を満たさないことが明白である者

共感覚又は精神疾患に関する学術論文・学術書・疾患分類等

Cytowic, R.E., *Synesthesia: A Union of The Senses*, second edition, MIT Press, Cambridge, 2002.

Cytowic, R.E., *The Man Who Tasted Shapes*, Cambridge, MIT Press, Massachusetts, 2003.

Cytowic, Richard E., and David M. Eagleman. 2009. *Wednesday is Indigo Blue: Discovering the Brain* of Synesthesia. Cambridge, MA: MIT Press.

Rothen N, Meier B, Ward J (September 2012). "Enhanced memory ability: Insights from synaesthesia". Neurosci Biobehav Rev (Review) 36 (8): 1952–63. doi:10.1016/j.neubiorev.2012.05.004. PMID 22634573.

de Broucker T (April 2013). "Synaesthesia, an augmented sensory world: phenomenology and literature review". Rev. Neurol. (Paris) (Review) (in French) 169 (4): 328–34. doi:10.1016/j.neurol.2012.09.016. PMID 23434143.

Price MC, Mattingley JB (May 2013). "Automaticity in sequence-space synaesthesia: a critical appraisal of the evidence". Cortex (Review) 49 (5): 1165–86. doi:10.1016/j.cortex.2012.10.013. PMID 23237480.

Cohen Kadosh R, Terhune DB (February 2012). "Redefining synaesthesia?". Br J Psychol (Review) 103 (1): 20–3. doi:10.1111/j.2044-8295.2010.02003.x. PMID 22229770.

De Cordoba, M.J.; Riccò, D.; Day, Sean (July 2014). Synaesthesia: Theoretical, artistic and scientific foundations. Granada, Spain. p. 372. ISBN 978-84-939054-9-1.

Mylopoulos MI, Ro T (2013). "Synesthesia: a colorful word with a touching sound?". Front Psychol (Review) 4: 763. doi:10.3389/fpsyg.2013.00763. PMC 3804765. PMID 24155733.

Suslick KS (December 2012). "Synesthesia in science and technology: more than making the unseen visible". Curr Opin Chem Biol (Review) 16 (5-6): 557–63. doi:10.1016/j.cbpa.2012.10.030. PMC 3606019. PMID 23183411.

Dael N, Sierro G, Mohr C (2013). "Affect-related synesthesias: a prospective view on their existence, expression and underlying mechanisms". Front Psychol (Review) 4: 754. doi:10.3389/fpsyg.2013.00754. PMC 3798864. PMID 24151478.

Fitzgibbon BM, Enticott PG, Rich AN, Giummarra MJ, Georgiou-Karistianis N, Bradshaw JL (January 2012). "Mirror-sensory synaesthesia: exploring 'shared' sensory experiences as synaesthesia". Neurosci Biobehav Rev (Review) 36 (1): 645–57. doi:10.1016/j.neubiorev.2011.09.006. PMID 21986634.

Simner J (February 2012). "Defining synaesthesia". Br J Psychol (Review) 103 (1): 1–15. doi:10.1348/000712610X528305. PMID 22229768.

Ward J (2013). "Synesthesia". Annu Rev Psychol (Review) 64: 49–75. doi:10.1146/annurev-psych-113011-143840. PMID 22747246.

Sinke C, Halpern JH, Zedler M, Neufeld J, Emrich HM, Passie T (September 2012). "Genuine and drug-induced synesthesia: a comparison". Conscious Cogn (Review) 21 (3): 1419–34. doi:10.1016/j.concog.2012.03.009. PMID 22521474.

International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems 10th Revision (ICD-10) Version for 2010 (Online Version)". Apps.who.int. Retrieved on 2013-04-16.

Luke DP, Terhune DB (2013). "The induction of synaesthesia with chemical agents: a systematic review". Front Psychol (Review) 4: 753. doi:10.3389/fpsyg.2013.00753. PMC 3797969. PMID 24146659.

WHO (2010) ICD-10: Clinical descriptions and diagnostic guidelines: Disorders of adult personality and behavior

American Psychiatric Association (2000). Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (4th ed., text revision). Washington, DC: American Psychiatric Publishing.

American Psychiatric Association (2013). Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (5th ed.). Arlington, VA: American Psychiatric Publishing.

"Intellectual developmental disorders: towards a new name, definition and framework for "mental retardation/intellectual disability" in ICD-11". World Psychiatry 3 (10): 175-180. October 2011.

『ICD-10 精神および行動の障害－臨床記述と診断ガイドライン（新訂版）』 監訳：融道男／中根允文／小見山実／岡崎祐士／大久保善朗、医学書院、2005 年 11 月

『DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引・新訂版』 訳：高橋三郎／大野裕／染矢俊幸、医学書院、2003 年 8 月

平成 25 年 2 月 10 日　臨時総会承認

平成 25 年 4 月 1 日　宣言

平成 27 年 7 月 24 日　第 3 条を改定

役員・会員の活動の模式図　2013 年 2 月 5 日　起筆　2015 年 7 月 8 日　最終更新　2015 年 7 月 16 日　公開

平成 25 年 2 月 10 日　臨時総会承認　　平成 25 年 4 月 1 日　改定　　厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供

全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

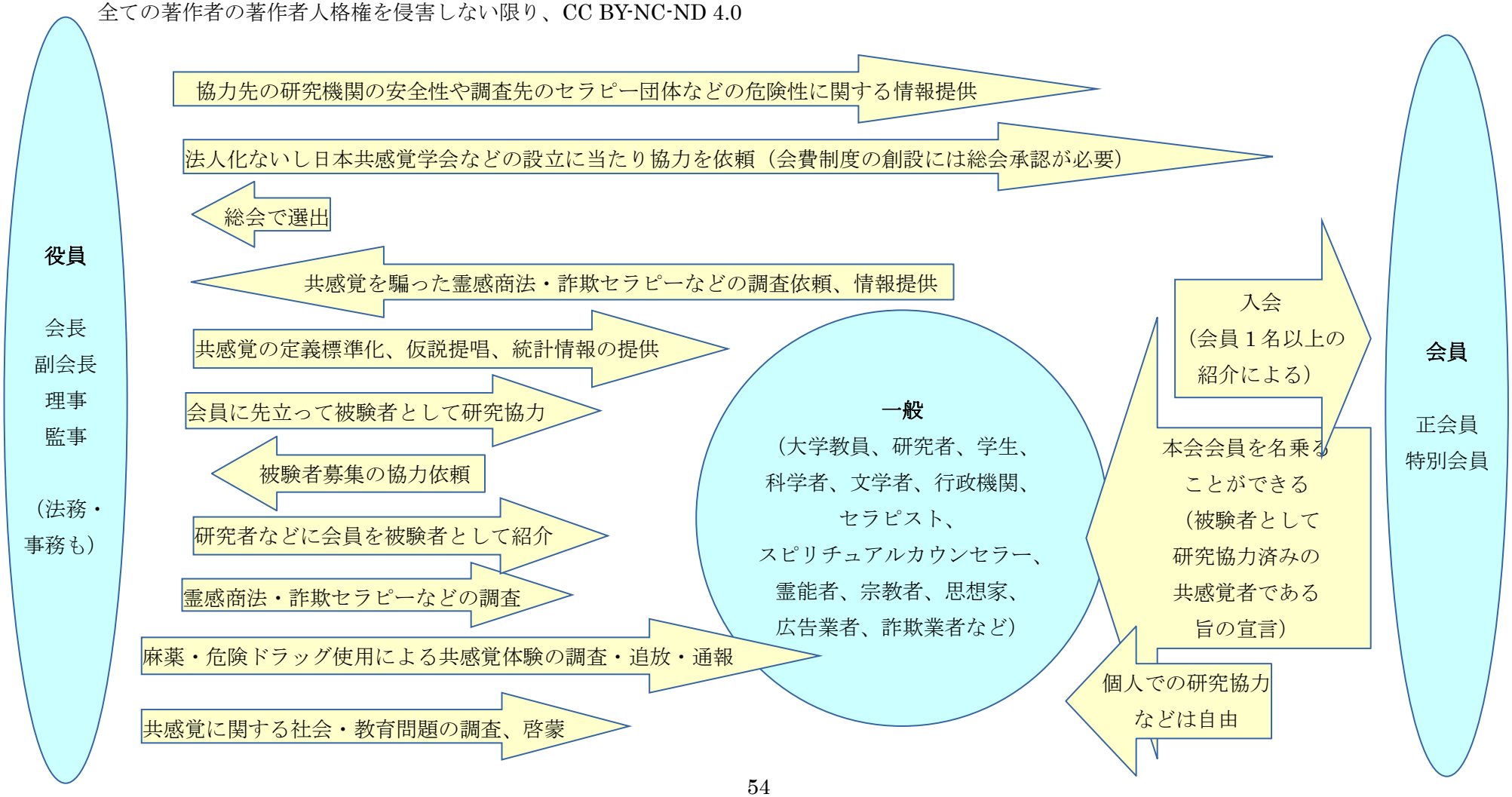

日本共感覚研究会

日本共感覚学会の設立及び、本会又は同学会の法人化に関する細則

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2015 年 8 月 4 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

第 1 章　総　則

（本細則に定める事項）

第 1 条　本細則は定款に基づき、日本共感覚学会の設立及び同学会の法人化に関する事項を定める。

第 2 章　日本共感覚学会の設立

（設立の準備計画）

第 2 条　この団体は、定款第 5 条第 1 項第 1 号に定める通り、日本共感覚学会の設立の準備計画活動を行う。

（団体名称の変更）

第 3 条　この団体を母体とする日本共感覚学会の設立が達成された場合、団体名称を同じく「日本共感覚学会」に変更する。

（団体名称の継続）

第 4 条　この団体を母体としない別の団体が日本共感覚学会を名乗った場合、本会は現在の名称を継続する。

第 3 章　本会又は日本共感覚学会の法人化

（法人化）

第 5 条　本会又はこれを母体とする日本共感覚学会は、定款第 5 章及び第 7 章に定める総会及び理事会の手続きにより一般社団法人又は公益社団法人への移行が議決された場合、内閣府に対し一般社団法人の認可申請又は公益社団法人の認定申請を提出する。

（その他の法人への移行）

第 6 条　本会又はこれを母体とする日本共感覚学会の特定非営利活動法人（NPO 法人）への移行は、これを計画しない。

平成 25 年 2 月 10 日　臨時総会承認

平成 25 年 4 月 1 日　施行

日本共感覚研究会

共感覚の検証実験、聞き取り調査等への役員、会員の参加協力等に伴う報酬、謝礼等に関する規程

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2015 年 8 月 4 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

第 1 章　総　則

（本規程に定める事項）

第 1 条　本規程は定款に基づき、共感覚の検証実験、聞き取り調査等への参加協力等に伴う報酬、謝礼等に関する事項を役員を含む会員について定める。

第 2 章　報酬、謝礼等の受取

（報酬、謝礼等の受取）

第 2 条　この団体の会員がこの団体の会員として定款第 5 条の活動を行うため、共感覚の検証実験、聞き取り調査等に参加協力し、報酬、謝礼等を受け取った場合であっても、この団体の所得とせず、当該会員の所得とする。この規定は、一部の役員がこの団体の全ての資金の拠出および全ての活動費用を負担し、それらの資金が法務局や税務署等によって私有財産又は民法 667 条以下に典型契約の一種として規定される民法上の組合としての任

意組合として合有する財産と解されるのみで、権利能力なき社団として総有する財産と解されず、かつ理事会において財産が総有たるべき一般社団法人又は公益社団法人へのこの団体の移行が議決されていない期間について適用される規定とする。

2　第 2 条第 1 項を会員が拒否又は辞退した場合、民法第 674 条の規定による分配割合に応じた所得計算を行うものとする。

3　会員は、第 2 条第 1 項の報酬、謝礼等を受け取ったことを理由としてこの団体の会員資格を喪失することはないものとする。

4　ただし、理事会においてこの団体の一般社団法人又は公益社団法人への移行が議決された場合は、全ての業務及び活動を総有の資産により行うために新設する会費制度に応じて、第 2 条の第 1 項から第 3 項の変更を総会において検討する。

平成 25 年 2 月 10 日　臨時総会承認

平成 25 年 4 月 1 日　施行

日本共感覚研究会

囮（おとり）調査及び不慮の事態に関する規程

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2015 年 8 月 4 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
厚生労働省、消費者庁、公正取引委員会、東京都に提供
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

第 1 章　総　則

（本規程に定める事項）

第 1 条　本規程は、共感覚関連動向をめぐって活動が懸念される個人又は団体に対する行動規範に関する事項を会員について定める。

第 2 章　囮（おとり）調査の禁止

（囮調査の禁止）

第 2 条　「共感覚」及び「共感覚者」の学術的定義の標準化の提言及び保護の宣言の第 1 条を満たす者であることを謳いつつ、実態は民法第 90 条（公序良俗に違反する違法な行為）、民法第 96 条（詐欺又は強迫にあたる行為）、民法第 709 条（不法行為）、刑法第 222 条（脅迫）、刑法第 223 条（強要）、刑法第 246 条（詐欺）、刑法第 249 条（恐喝）等に定められる行為をおこなっているおそれのある個人又は団体に対し、これらの行為をおこなうよう教唆することを目的として当該個人又は団体の実施する検証実験、聞き取り調査、講座等に会員が参加することを禁止する。

2　第 2 条第 1 項で禁止した行為をおこなった会員は、除名処分とする。

第 2 章　不慮の事態

（不慮の事態）

第 3 条　会員が、定款第 5 条の活動を行うため、上記第 2 条第 1 項で禁止された囮（おとり）調査によらず、検証実験、聞き取り調査、講座等への参加協力先の個人又は団体が合法的活動をおこなっているものと信じてこれらに参加協力し、第 2 条第 1 項に掲げた民法又は刑法に定められる行為を受ける等の不慮の事態に遭遇した場合は、参加協力先の当該個人又は団体の行為のみが民法第 1 条 2 項等を根拠とする信義誠実の原則に反すると判断される限り、会員資格を失わないものとする。

平成 25 年 2 月 10 日　臨時総会承認

平成 25 年 4 月 1 日　施行

日本共感覚研究会

入会申込書

2013 年 2 月 5 日　起筆
2015 年 7 月 16 日　公開
2016 年 9 月 13 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」

日本共感覚研究会　御中

私は、日本共感覚研究会の趣旨及び定款、細則、規程の内容に同意し、本会への入会を希望します。

申込年月日　　平成　　年　　月　　日

※　2015 年 7 月 30 日以降は、本紙の提出のみにより、同時に本会の設立母体である「岩崎純一の個人交流会・勉強会」にも申し込まれます。

※　会員の推薦がない時点でも提出は可能ですが、●は必須です。

※　捺印は不要です。

※　ウェブサイトは以下の通りです。

日本共感覚研究会　http://iwasakijunichi.net/jssg/

岩崎純一の個人交流会・勉強会　http://iwasakijunichi.net/benkyokai.html

●フリガナ	
●氏名	
●生年月日	年　　月　　日

●ご職業・お肩書き （「学生」・「専業主婦」・「無職」などの入力ももちろん可。）	
●メールアドレス	
ご住所（会長の自宅兼本会事務局の情報の開示を先に請求されたい場合、未記入のままにして下さい。）	〒
電話番号（携帯可。会長の電話番号の開示を先に請求されたい場合、未記入のままにして下さい。）	
貴殿を会員に推薦した会員の氏名（申込時点で「なし」可。）	
本会サイトにて紹介・リンク可能な、貴殿の共感覚に関する著作物を掲載したウェブサイトのアドレス	

留意事項

※　提出は、本会の E メール synaesthesia@iwasakijunichi.jpn.org 宛に、この「留意事項」の部分を含む添付ファイルとしてお送り下さってかまいません。

※　郵送で提出したい場合、会長宛に自宅兼本会事務局の情報の開示を請求して下さい。

※　会員規程に定める下記の書類又は電磁的記録等の提出も、そのカラー又はモノクロのスキャンデータを E メールの添付ファイルとして提出すれば足ります。

※　下記の書類を E メール添付にて提出する代わりに、郵送などで別送したい場合（モノクロのコピーでの提出可）も、送付先をご連絡いたします。

【入会条件を満たす書類の例】

(1) 共感覚関連の検証実験、インタビュー調査、アンケート調査等に関する参加同意書、参加者への実験・調査内容説明書、被験者への結果説明書・結果説明図等のスキャンデータ又はコピー等

(2) 上記の実験や調査への参加協力で得た報酬・謝礼に関する明細書、支払証明書、支払調書、源泉徴収票等のスキャンデータ又はコピー等（ただし、なるべく(1)又は(3)を提出することが望ましい。）

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序)」

(3) 自身の共感覚を表現した著作物のスキャンデータ、コピー、写真、電磁的記録等（芸術作品、日記、随筆、ウェブサイト、本会役員との間で送受信したメール本文等)

※　本紙の内容は、本会からの連絡以外に使用することはございません。

※　本紙での入会により会員に会費の負担が発生することはございません。

※　本紙での入会により会員に活動の義務が発生することはございません。

※　本会にて検討後、会員とするにふさわしいと認められた方には、入会許可書をEメール添付又は郵送にてお送りいたします。

「日本共感覚研究会」設立のお知らせ

2015 年 7 月 16 日　起筆、擱筆、公開

「日本共感覚研究会」は、2015 年 7 月末より「岩崎純一の個人交流会・勉強会」の一つとして機能しているため、サイトのアドレスも以下の通り変更となっております。

◆日本共感覚研究会
http://iwasakijunichi.net/jssg/

日本共感覚研究会トップ　日本共感覚研究会事務局からのお知らせです。

これまでほぼ非公開で活動してきた「日本共感覚関連動向調査会」を「日本共感覚研究会」と改称し、公式サイトを公開しました。

●「日本共感覚研究会」公式サイト
http://iwasakijunichi.net/jssg/

本会は、「岩崎純一のウェブサイト」における岩崎会長のおよそ 10 年間の共感覚関連活動の一部を、選挙で選出された業務執行役員としての共感覚者（初期メンバーは個人交流会・勉強会のメンバー）に継承・移管し、共感覚の様々な側面を可視化・客観化・共益化し、最終的には日本共感覚学会などとして法人化を目指す試みです。継承・移管する活動内容は主に以下の通りです。

●ご相談・ご依頼・ご質問等に対する（個人としての）岩崎会長の回答・協力・調査活動のうち、日本の共感覚研究の健全な発展のために、本来会長の個人サイトから独立させ、一般の共感覚者や閲覧者等に広く公表すべきと考えられる研究者や事業者の動向、社会問題や法的事態に関する活動

具体的な活動内容としては、共感覚そのものの自然科学的研究ではなく、それをおこなっている大学・研究機関の動向の調査・追跡や、日本の共感覚関連事業における霊感商法・詐欺セラピー・誇大広告や危険ドラッグやいじめ・虐待などの実態の調査・追跡と追放・通報活動、これらの動向の哲学的・社会学的観察などになります。

「共感覚」が、一部の人々の間とは言え、これだけブームになると、色々な事態が起こります。
　本会を岩崎会長が自身のサイトの活動から独立させて設立した理由については、以下のページをご覧下さい。

●日本の共感覚史と会の沿革
http://iwasakijunichi.net/jssg/enkaku.html

◆なお、従来通り岩崎純一会長個人宛てにご依頼・ご相談を送りたい方は、以下の会長のサイトの該当ページをご覧になり、お送り下さい。
（この場合、他の役員には届きません。）

●岩崎純一への個人メール
http://iwasakijunichi.net/renraku-private.html

●岩崎純一への仕事のご依頼メール
http://iwasakijunichi.net/renraku-official.html

以上

日本共感覚研究会事務局

日本共感覚研究会

日本共感覚研究会の解散および
岩崎純一現会長の個人交流会・勉強会への本会の再吸収の要望について

2015 年 7 月 22 日　起筆
2015 年 7 月 25 日　岩崎に提出
2015 年 7 月 27 日　最終更新
特設サイト「日本共感覚研究会」
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

日本共感覚研究会　会員各位

日本共感覚研究会

理事　山本幸子　樋川夜涼　ほか役員一同

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ほぼ 2 年半にわたり「岩崎純一のウェブサイト」内のサークルの一つとして非公開で活動を行ってまいりました「日本共感覚関連動向調査会」が、この 6 月に「日本共感覚研究会」と改称・独立、サイトで公開され、そのまま活動を継続することが決定されてから間もない時期ではございますが、本会の抜本的な見直しを行うため、岩崎会長宛に要望を出すこととなりました。

岩崎会長を除く役員一同が、役員および一部の会員の要望を受けて以下の**【検討事項】**のとおり討議し、臨時理事会にて賛意を表したため、残る会員の皆様方にもご意見を伺う運びとなりました。

大変急なことで申し訳ございませんが、定款第 22 条に基づく決議の省略により、臨時総会の手続きを実施させていただきたく、何卒ご協力をお願い申し上げる次第です。

会員の皆様方におかれましては、本会を現会長の「岩崎純一のウェブサイト」の「個人交流会・勉強会」へ再吸収し、その一部として再出発することにつきまして、「賛意」または「異議」のご表明を頂ければ幸甚でございます。

ご多用のところ大変申し訳ございませんが、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

【検討事項】

(1) 要望の要旨

岩崎純一会長を除く私たち役員一同は、日本共感覚研究会を解散し、会長の個人サイト「岩崎純一のウェブサイト」の「個人交流会・勉強会」への本会の活動の再吸収、および会長を中心（幹事や理事）とするさらなる「個人交流会・勉強会」の充実・定期化を求めます。

また、会員のご意見をお聞かせ願います。

(2) 本会の趣旨について

これまでの一個人としての岩崎会長の多岐にわたる共感覚関連活動のうち、共感覚を騙った霊感商法・詐欺セラピー問題への対処など、特定の共感覚者（例えば岩崎会長）に負担をかけず、また特定の共感覚者のみが知りうるのではなく、日本の共感覚者全体や研究者全体が広く把握し対処することが望ましいものについて、本会の活動として継承・移管すること、また、将来的な一般法人・公益法人化までをも射程に入れて岩崎会長および役員が整備した（ただし、NPO 法人化は検討されていない）厳格な定款・細則・規程の運用のもとで活動を実施していくことを目指す、それによって共感覚を有する発達障害者などを共感覚詐欺や共感覚いじめなどから保護する、という本会の趣旨そのものについては、現役員の全員が賛同しているものと理解している。

(3) 岩崎純一現会長の立場について

岩崎会長は、個人サイト「岩崎純一のウェブサイト」を持ち、極めて広範囲で多岐にわたる学術分野を扱っている。

岩崎会長は、これまで、共感覚を持つ児童やその家族、女性などが共感覚研究者を名乗る人々から詐欺や性犯罪に遭ったことなどについて、様々な相談を受けてきた経験などから、共感覚をめぐって日本で展開され、ネット上ではびこる透視商法、霊感商法、詐欺セ

ラピーなどに大きな憤りを感じ、またこれらに実務的かつ社会学的に対応しない共感覚者・共感覚研究者にもどかしさを感じており、これが日本共感覚関連動向調査会の設立の理由となった。

また、発達障害者や学習障害者の知覚への関心を持っており、東京大学などの共感覚研究機関に対し、すでに海外でタブー視されていない共感覚と発達障害との関連の研究を個人で提言したところ、学会でもない個人の見解は受け入れがたい旨の返答を受け、そのためにミニサークルの一つにすぎない日本共感覚関連動向調査会の学会化と法人化を志向するようになった。

全体として、岩崎会長は、健全な共感覚者コミュニティの形成や、豊かな感性を持った人たちの保護のためには、共感覚にまつわる社会問題とそれに加担する共感覚者や偽装共感覚者を排斥すべきであるという岩崎会長独自の社会思想や使命感、正義感を持っている。

(4) ほかの役員および一部の会員の立場について

◆本会の活動と岩崎会長の個人活動の関係について

本会の岩崎会長は、個人サイト「岩崎純一のウェブサイト」を持ち、極めて広範囲で多岐にわたる学術分野を扱っている。

また、すでに本会設立以前から、各分野の大学の学部・学科などに招聘され共感覚の授業をおこなったり、著書もあるほか、自身の共感覚データベースを作成し、共感覚に基づく哲学論と呼べるものをブログなどで大々的に展開するなど、その活動は共感覚を基盤としつつも、かつそれにとどまっておらず、共感覚者としての生き方を語ることを求められる一種独特の立場を担っている。

本会は、岩崎会長の個人活動から派生した旧「日本共感覚関連動向調査会」を改称・継承したものであるが、現時点においても、やはり岩崎会長の個人活動との明確な差が付けられるものではない。

事実、役員を含む本会への申込者のほとんどは、岩崎会長の個人サイトの訪問者からの流入者であり、また、岩崎会長の全活動や社会論、その姿勢に親和・共鳴する傾向を持つ者であり、本会入会申込と同時にサイトのオフ会にあたる個人交流会・勉強会に同時に申し込む者もいる。

また、世代としても、中学生・高校生からの申し込みもあればリタイア世代からの申し込みもある。

◆ほかの共感覚者サークルとの違い

私たちは、共感覚研究だけを目的に研究会を担いたいのではなく、共感覚者としての岩崎会長への共鳴による集いを半分は目的としている。

ほかの共感覚者サークルには、透視・オーラ診断などと結びついている団体、反原発運動やフェミニズム運動勢力、逆に原発推進運動勢力とつながっている（メンバーがそこに所属している）団体、NPO による医学的根拠が不明の暴力的子育て方法の中で共感覚能力開発を主張する団体などがあるが、私たちは「日本共感覚研究会」である以前にあくまでも「岩崎会長のサイト訪問者・同志的つながり」である必要があり、日本の共感覚者どうしが一つに集う可能性は内容的にも時代的にも明らかに今後考えがたい。

◆岩崎会長のサイトから派生した本会以外のミニサークルのメンバーの実情について

岩崎会長の個人交流会・勉強会からは、本会以外にも、主に訪問者・参加者自身の意志や人間関係の紆余曲折によって様々なミニサークルが派生しており、岩崎純一さんのお話を聴く会、岩崎純一さんに会いたい会、超音波知覚者コミュニティ東京、『新純星余情和歌集』全解釈プロジェクト、伝統和歌の会「余情会」、共感覚者和歌の会、岩崎式日本語研究会、新人間学研究会などがある。

これらの細分化は、岩崎会長のサイトが扱う学術的内容が極めて広範囲で多岐にわたり、各訪問者が全てのテーマにかかわることは不可能だからである。

それぞれのサークルメンバーはほかのサークルにはほとんど属しておらず、それぞれに会員名簿があり、オフ会があり、人脈があるにもかかわらず、岩崎会長を通してしかつながっていない。

一方で、岩崎会長をはずすと、各サークルメンバーどうしは互いの内容を十分に理解し議論することができず、これによって問題が生じた経験から（共感覚者と精神疾患者や超音波知覚者との間で問題が生じるなど）、岩崎会長も各サークルメンバーどうしを別々に呼ぶほかないという極めてもったいない状況にある。

◆ミニサークルの派生・細分化と再吸収の反復

このような特殊な事情により、これらのミニサークルは母体である岩崎会長の個人交流会・勉強会への再吸収とそこからの再派生を繰り返しており、本会もその一つにすぎない。

ほかのミニサークルに比べ、一般法人・公益法人並みの定款・細則・規程を設けたものの、このような共感覚関連活動への深い関心を持続できる役員は岩崎会長をおいてほかにいない。

◆本来の中心的役割

結局、本会やこれらのミニサークルの学術的内容の全てに一貫した関心を持ち、把握・理解し、それぞれのサークルの実務とサイト更新・情報発信に対応できていて、かつ今後もこれらを任せられる人物は、岩崎会長をおいてほかにいない。

特に、岩崎純一さんのお話を聴く会（岩崎会長の座談会を主催）、岩崎純一さんに会いたい会（過去に大学で岩崎会長の講義を主催）などは、岩崎会長への深い親愛や共鳴を示す一般社会人や学生らの意志による開催であり、岩崎会長が今後「日本共感覚研究会」を皮切りに、各サークルの高度な法務志向化を目指すとなれば、それが共感覚にまつわる社会問題とそれに加担する人々の排斥という岩崎会長の正義にかなうものであったとしても、「岩崎純一のウェブサイト」と「個人交流会・勉強会」に集う者たちの感じる「温かみ」がそこなわれないかと危惧する。

◆実務・経理上の問題について

また、このような細分化と再吸収を続けていると、実務・経理上の問題が発生すると考えられる。本会は、共感覚を騙った詐欺セラピーなどへの法的に高度な対策を施したいとの岩崎会長の意向により、一般法人・公益法人並みの定款・細則・規程を整備している一方、「岩崎純一のウェブサイト」のほかのミニサークルは、ほぼ不定期での会合・オフ会での実費計算（ただし、ほとんど岩崎会長が幹事として負担）で実現しており、会計基準・経理方法・負担割合や民法上の有限責任・無限責任などがそれぞれ異なる。

さらに、本会サイトも岩崎会長制作の更新システムで稼動している。

これらを考慮すれば、本会の活動はあくまでも岩崎会長のもとでの個人交流会・勉強会の中で行われていくことが望ましいと考えられる。

そして、今後これらの実務をこなせる人物も、岩崎会長をおいてほかにいないと考えられる。

『岩崎純一全集』第六十巻「科学技術、産業（二の序)」

(5)「個人交流会・勉強会」への一本化の要望

以上のことから、私たちは、日本共感覚研究会を解散し、岩崎会長の個人交流会・勉強会に再吸収され、その中で同様の活動が行われていくことを望みます。

以上、これらの件について、会員の皆様方のご意見の表明をお願いするところです。

日本共感覚研究会

岩崎純一現会長の個人交流会・勉強会の分科会としての本会の継続について

2015 年 7 月 28 日　起筆
2015 年 7 月 30 日　擱筆、公開
特設サイト「日本共感覚研究会」
全ての著作者の著作者人格権を侵害しない限り、CC BY-NC-ND 4.0

日本共感覚研究会　会員各位

日本共感覚研究会

会長　岩崎純一

理事　山本幸子　樋川夜涼　ほか役員一同

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 27 年 7 月 25 日に、「日本共感覚研究会の解散および岩崎純一現会長の個人交流会・勉強会への本会の再吸収の要望について」に関しまして、会員の皆様方にもご検討いただきました。

その結果、解散は行わず、本会をそのまま、岩崎会長に関連する他のサークル（超音波知覚者コミュニティ東京、『新純星余情和歌集』全解釈プロジェクト、岩崎純一さんのお話を聴く会、岩崎純一さんに会いたい会など）と同じく、岩崎会長の個人交流会・勉強会の定款上の分科会として位置づけることが望ましいとのご意見が多く、これを承認・採用する運びとなりました。

また、これにより、本会への単独の入会手続きは不要となり、岩崎会長の個人交流会・勉強会への入会手続き後の口頭申告のみで足りることとなります。さらに、定款等の規約、役員・会員名簿、理事会・総会の管理・運営も、個人交流会・勉強会と連動し、簡略化されることとなりました。

このたびは、唐突な議案の提出にもかかわらず、会員の皆様には迅速にご対応いただき、心より厚くお礼申し上げます。

敬具

第二十一章　「日本共感覚研究会」会長としてのお知らせ

2015 年 7 月 18 日　起筆、公開
2015 年 8 月 8 日　最終更新

「日本共感覚研究会」は、2015 年 7 月末より「岩崎純一の個人交流会・勉強会」の一つとして機能しているため、サイトのアドレスも以下の通り変更となっております。

◆日本共感覚研究会
http://iwasakijunichi.net/jssg/

日本共感覚研究会トップ　先日も更新情報ブログにてお知らせしましたが、「日本共感覚研究会」のサイトを公開しました。共感覚研究自体を行うのではなく、世の中の共感覚をめぐる動向をまじめに観察・追跡する同好会です。

●「日本共感覚研究会」公式サイト
http://iwasakijunichi.net/jssg/

会費はかかりませんが、入会には、会員からの推薦を受けること（入会申込書の提出後でも可）、共感覚実験に参加した証拠や自分の共感覚を表現した著作物を所持していること、そうでない場合は特別会員の条項を満たすことなどが必要です。運営は、以下の定款・細則・規程に基づきます。

●定款・細則・規程
http://iwasakijunichi.net/jssg/regulations.html

共感覚の定義標準化、トートロジー回避の要請、「共感覚スペクトラム」の提唱、共感覚と発達障害の関係言及のタブーの打破、共感覚コミュニティからの危険ドラッグの追放、共感覚児童へのいじめ防止などが、本会の活動です。
すでに会員規程を満たしていると判断される皆様に対しては、のちほど直接メールをお送りすることがありますので、ご入会をご検討いただければ幸いです。